
鉾田市第6期障害者基本計画
鉾田市第7期障害福祉計画
鉾田市第3期障害児福祉計画



令和6年3月
鉾 田 市

はじめに



銚田市における障害をお持ちの方は増加傾向にあり、障害の重度化や高齢化も伴って、福祉施策に対するニーズも複雑・多様化しております。しかし、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが相互に尊重し合い共生できる社会を推進してまいりました。こうした状況を踏まえ銚田市では、国の障害福祉施策である「第4次障害者基本計画」や茨城県の「第2期いばらき障害者プラン」と整合性を図り、令和3年度から令和5年度の3か年を計画期間とした「銚田市第5期障害者基本計画・銚田市第6期障害福祉計画・銚田市第2期障害児福祉計画」を令和3年3月に策定し、この計画に基づいてさまざまな障害福祉施策に取り組んできました。

「障害者基本法」、「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正をはじめ、令和4年8月には国連において障害者権利条約を審査及び総括所見が実施されました。また、令和3年5月に改正された障害者差別解消法は、令和6年4月1日から民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されることとなりました。

『障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す』という銚田市の基本理念を継承することで、すべての人が安心して暮らせる地域社会の体制づくりを実現するため、「銚田市第6期障害者基本計画・銚田市第7期障害福祉計画・銚田市第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

引き続き皆様との協働を基本に本計画に基づく諸施策の計画推進に向けて、地域全体で支えるシステムの強化及び必要なサービスの基盤整備など様々な課題に対応してまいります。

結びになりますが、アンケート調査やパブリックコメント等を通じて、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様、そして、本計画の策定にあたり大きなお力添えを賜りました「銚田市地域自立支援協議会」の委員の方々をはじめ、関係者の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

岸田 一夫

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	2
2	計画策定の背景	3
3	計画の法的根拠	9
4	計画の位置づけ	11
5	計画の期間	12
6	計画の策定体制	13
7	持続可能な開発目標（SDGs）について	13

第2章 銚田市の障害者をめぐる状況

1	障害者手帳所持者数等の推移	16
	（1）本市の人口と障害者数の推移	16
	（2）身体障害者手帳所持者の推移	17
	（3）療育手帳所持者の推移	19
	（4）精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移	21
	（5）難病患者福祉手当受給者の推移	23
2	障害福祉に関するアンケート調査結果の概要	24
	（1）アンケート調査の概要	24
	（2）アンケート調査の結果（抜粋）	25
3	障害福祉サービス等に係る状況	39
	（1）障害福祉サービス提供事業所の状況	39
	（2）障害支援区分の認定状況	40
	（3）障害福祉サービス別の受給状況	41
	（4）地域生活支援事業の状況	42
4	第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況	43
	（1）施設入所から地域生活への移行	43
	（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	44
	（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実	45
	（4）福祉施設から一般就労への移行	46
	（5）障害児支援の提供体制の整備等	48
	（6）発達障害者等に対する支援	50
	（7）相談支援体制の充実・強化等	50
	（8）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	51
5	障害者を取り巻く課題	52

第3章 計画の基本的な考え方	
1 計画の基本理念	56
2 計画の基本目標	56
3 施策の体系	58
第4章 第6期障害者基本計画 施策の展開	
基本目標1 心のバリアをなくすために	60
(1) 啓発・広報活動の推進	60
(2) 差別の解消と権利擁護の推進	62
(3) ボランティア活動の推進	64
基本目標2 とともに生活できる安心な社会を実現するために	65
(1) 相談支援体制の充実	65
(2) 障害福祉サービスの充実	67
(3) 地域生活支援事業の充実	68
(4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進	70
基本目標3 人にやさしいまちづくりを進めるために	71
(1) 生活環境の整備	71
(2) 防災、防犯体制の整備	73
(3) 行政サービス等における配慮の促進	75
基本目標4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために	76
(1) 療育・保育体制の充実	76
(2) 教育の推進	78
基本目標5 自立や社会参加を進めるために	80
(1) 就労の支援	80
(2) 経済的自立の支援	81
基本目標6 健やかに暮らすために	82
(1) 障害の早期発見、早期療育の推進	82
(2) 障害者の健康づくりの推進	83
(3) 精神保健施策の充実	84
基本目標7 情報のバリアをなくすために	85
(1) 情報提供の充実	85
(2) コミュニケーション支援体制の充実	87

第5章 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	
	サービス見込量と確保の方策.....89
1 令和8年度に向けた目標の設定	91
2 障害福祉サービス等の体系	101
3 訪問系サービスの見込量と確保の方策	102
4 日中活動系サービスの見込量と確保の方策.....	104
5 居住系サービスの見込量と確保の方策	115
6 相談支援サービスの見込量と確保の方策	118
7 障害児支援サービス等の見込量と確保の方策.....	120
8 地域生活支援事業の見込量と確保の方策	127
第6章 計画の推進体制	135
1 計画の推進体制.....	136
2 計画の進捗管理体制	137
資料編	
1 銚田市地域自立支援協議会設置要綱.....	142
2 銚田市地域自立支援協議会委員名簿.....	144
3 銚田市第6期障害者基本計画・銚田市第7期障害福祉計画・ 銚田市第3期障害児福祉計画ワーキングチーム設置要綱	145
4 銚田市第6期障害者基本計画・銚田市第7期障害福祉計画・ 銚田市第3期障害児福祉計画ワーキングチーム委員名簿	147
5 計画策定経過	148
6 銚田市におけるサービス提供事業所の現況.....	149
7 用語解説.....	152

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

銚田市では、令和3年3月に「銚田市第5期障害者基本計画・銚田市第6期障害福祉計画・銚田市第2期障害児福祉計画」を策定し、「障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す」を基本理念に掲げ、さまざまな障害児・者の施策を推進してきました。

国においては、障害者権利条約を批准し、平成26年2月から障害者権利条約が効力を生じることとなり、障害のある人とない人の平等、障害に基づくあらゆる差別の禁止などを約束しています。なお、令和4年8月には日本の障害者施策の取組について国連の障害者権利条約審査・総括所見が行われ、92項目の勧告がなされています。

また、障害者福祉における法整備として、障害者総合支援法をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法が改正されました。このため、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られるとともに、障害のある人の高齢化に伴い、介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しや、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るためのさまざまな環境整備が進められています。障害のある児童に対する支援にあたっては、本人の最善の利益を考慮しながら、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築していく必要があります。

さらには、地域福祉の推進により「地域共生社会」の実現を目指しており、平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」の考え方が位置づけられ、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活をともに送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「銚田市第6期障害者基本計画・銚田市第7期障害福祉計画・銚田市第3期障害児福祉計画」を新たに策定するものです。

2 計画策定の背景

我が国の障害者施策は、昭和56年の「完全参加と平等」をテーマとする『国際障害者年』を契機として、障害者の自立と社会参加を促進するための新たな制度的な取組が行われています。

(1) 国における動き

■ 「障害者権利条約」の締結

この条約は、すべての人に保障されている普遍的な人権を障害があるために行使できない現実があることを認め、その不平等な状況を解消するための新しい考え方や制度のあり方を人権として定めたものです。

国では、平成19年9月に『障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）』に署名し、以降、国内法の整備を進め、平成26年1月に同条約を批准し、同年2月に国内で発効しました。

【「障害者権利条約」の批准に向けた国内の法整備等】

平成18年12月	「障害者権利条約」が国連で採択
平成19年9月	日本が「障害者権利条約」に署名
平成23年6月	「障害者虐待防止法」の成立（平成24年10月施行）
平成23年7月	「障害者基本法」の改正
平成24年6月	「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」へ改正
平成25年6月	「障害者差別解消法」の成立（平成28年4月施行） 「障害者雇用促進法」の改正
平成26年1月	日本が「障害者権利条約」を批准
令和4年8月	国連の障害者権利条約審査・総括所見、92項目の勧告

■ 「障害者基本法」の改正

平成23年7月に、障害のある人の法律や制度について基本的な考え方を示す「障害者基本法」が改正されました（平成23年8月施行）。

この改正で、法の目的を「すべての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念を踏まえ、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」とし、地域社会における共生等の新たな視点が盛り込まれました。

■「障害者虐待防止法」の施行

平成 23 年6月に、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立しました（平成 24 年 10 月施行）。

この法律は、養護者や障害者福祉施設従事者、使用者などによる障害のある人への虐待を防止し、養護者に対する支援などを促進することで、障害のある人の権利や利益を守ることを目的としています。虐待を受けたと思われる障害のある人を発見した者に、速やかな通報を義務付けるとともに、虐待防止のための具体的なスキーム（枠組み）を定めています。

■「障害者総合支援法」の施行

平成 24 年6月に、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として、改正されました（平成 25 年4月施行）。

「障害者総合支援法」では、障害のある人の範囲に難病等が加えられ、難病等の対象疾病に該当する方は、障害者手帳の所持の有無に関わらず、障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

また、これまでの「障害程度区分」が「障害支援区分」に改められ、区分が障害の程度（重さ）ではなく、必要な支援の度合を示すものであることが明確化されました。

さらに、重度訪問介護の対象が、それまでの重度の肢体不自由者に加え、重度の知的障害のある人や精神障害のある人にも拡大されたほか、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化などが定められました。

なお、「障害者総合支援法」は平成 28 年5月にも改正され、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援（「自立生活援助」や「就労定着支援」の創設）の充実や高齢障害者による介護保険サービスへの円滑な利用を促進するための見直しなどが明記されました（平成 30 年4月施行）。

直近の動向では、令和4年 12 月に一部が改正され、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上を推進すること、精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることになりました。

【障害福祉サービス等の対象となる疾病数】

平成 27 年 1 月～	平成 27 年 7 月～	平成 29 年 4 月～	令和元年 7 月～	令和 3 年 11 月～
151 疾病	332 疾病	358 疾病	361 疾病	366 疾病

■「障害者優先調達推進法」の施行

平成 25 年 4 月に、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行され、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることが明記されました。

■「障害者雇用促進法」の改正

平成 25 年 6 月に、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、雇用の分野における障害を理由とする差別の禁止や、事業主に障害のある人が職場で働くにあたっての合理的配慮の提供義務が定められました。

また、事業主に対し、雇用する障害のある人からの苦情を自主的に解決することを努力義務とするとともに、平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害のある人を加えることが規定されました。

【障害者の法定雇用率】

	令和 6 年 4 月から	令和 8 年 7 月から
民間企業	2.5%	2.7%
国・地方公共団体等	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.7%	2.9%

■「障害者差別解消法」の施行

平成 25 年 6 月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立しました（平成 28 年 4 月施行）。

この法律では、行政機関や民間事業者等における障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や、令和 6 年 4 月 1 日から民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されます。合理的配慮とは、社会的障壁の除去を必要としている人がいる場合であって、その障壁を除去するための負担が過重でない場合、除去に必要な対策を講じることをいいます。

■「精神保健福祉法」の改正

平成 25 年 6 月に、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正され、保護者制度の廃止や医療保護入院の同意要件の変更、退院後生活環境相談員の選任の義務化などが規定されています（平成 26 年 4 月施行）。

■「難病法」の施行

平成 26 年 5 月に、「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立しました（平成 27 年 1 月施行）。

この法律では、指定難病に対して、医療費を助成する制度や難病の医療に関する研究の推進などについて定めています。

【指定難病の疾病】

平成 27 年 7 月～	平成 29 年 4 月～	平成 30 年 4 月～	令和元年 7 月～	令和 3 年 11 月～
306 疾病	330 疾病	331 疾病	333 疾病	338 疾病

■「成年後見制度利用促進法」の施行

平成 28 年 4 月に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が成立しました（平成 28 年 5 月施行）。

この法律では、地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実・強化などが規定されました。

■「発達障害者支援法」の改正

平成 28 年 5 月に、「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族なども含めた細やかな支援、地域の身近な場所で受けられる支援などが規定されました（平成 28 年 8 月施行）。

■「児童福祉法」の改正

平成 24 年 4 月に、「児童福祉法」が改正され、障害のある児童への支援の拡充が図られました。この改正では、身近な地域での支援が受けられるよう、それまで障害種別に分かれて実施されていた障害児施設（通所・入所）が一元化されました。通所支援は、放課後・夏休みなどにおける生活能力向上のための訓練や居場所づくりを推進する「放課後等デイサービス」、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを提供する「児童発達支援」や「医療型児童発達支援」、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供する「保育所等訪問支援」に改められました。

また、「児童福祉法」は平成 28 年 5 月にも改正され、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援（「居宅訪問型児童発達支援」の創設や、「保育所等訪問支援」の対象範囲を乳児院・児童養護施設の障害児にも拡大等）の拡充が図られることになりました（平成 30 年 4 月施行）。

直近の動向では、令和 4 年 12 月に一部が改正され、難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化や、障害福祉サービス等、小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることになりました。

■「第5次障害者基本計画」の策定

令和5年3月に、令和5年度～令和9年度までの5年間に講ずべき障害者施策の基本的方向を定めた「第5次障害者基本計画」が策定されました。

【第5次障害者基本計画 各分野における障害者施策の基本的な方向】

第5次障害者基本計画 各分野における障害者施策の基本的な方向	
1.	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
2.	安全・安心な生活環境の整備 移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
3.	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
4.	防災、防犯等の推進 災害発生時における障害特性に配慮した支援
5.	行政等における配慮の充実 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等
6.	保健・医療の推進 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
7.	自立した生活の支援・意思決定支援の推進 意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実
8.	教育の振興 インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
9.	雇用・就業、経済的自立の支援 総合的な就労支援
10.	文化芸術活動・スポーツ等の振興 障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
11.	国際社会での協力・連携の推進 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

(2) 茨城県における動き

茨城県では、平成15年3月に、「いばらき障害者いきいきプラン」を策定し、障害者施策を総合的に推進してきました。また、平成19年3月には、「茨城県障害福祉計画」を策定し、サービス提供体制に関して計画的な整備を推進してきました。

その後、平成24年3月には、より障害者のニーズに合った施策が総合的に実施できるよう「いばらき障害者いきいきプラン」と「茨城県障害福祉計画」を統合し、「新しいばらき障害者プラン（計画期間：平成24年度から平成29年度までの6年間）」を策定しましたが、平成26年5月に基本的な指針が定められたことから、平成27年3月に改訂されています。

平成26年3月には、「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が制定されました（平成27年4月施行）。

平成30年3月には、「第2期新しいばらき障害者プラン（計画期間：平成30年度から令和5年度までの6年間）」が策定され、重点施策として「権利擁護の推進」や「就労機会の拡大」、「スポーツ・レクリエーション活動の充実」、「精神障害者への支援の充実」等に取り組むほか、新たに「障害児支援の提供体制の整備」が追加されました。

さらに令和6年3月には、「第3期新しいばらき障害者プラン（計画期間：令和6年度から令和11年度までの6年間）」が策定され、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実」や「障害児入所施設からの円滑な移行調整」、「重症心身障害児等への支援」の取組等を強化した障害者施策の総合的な推進を図っています。

3 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

■ 障害者基本法

第11条（一部抜粋）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■ 障害者総合支援法

第88条（一部抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

■ 児童福祉法

第33条の20（一部抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

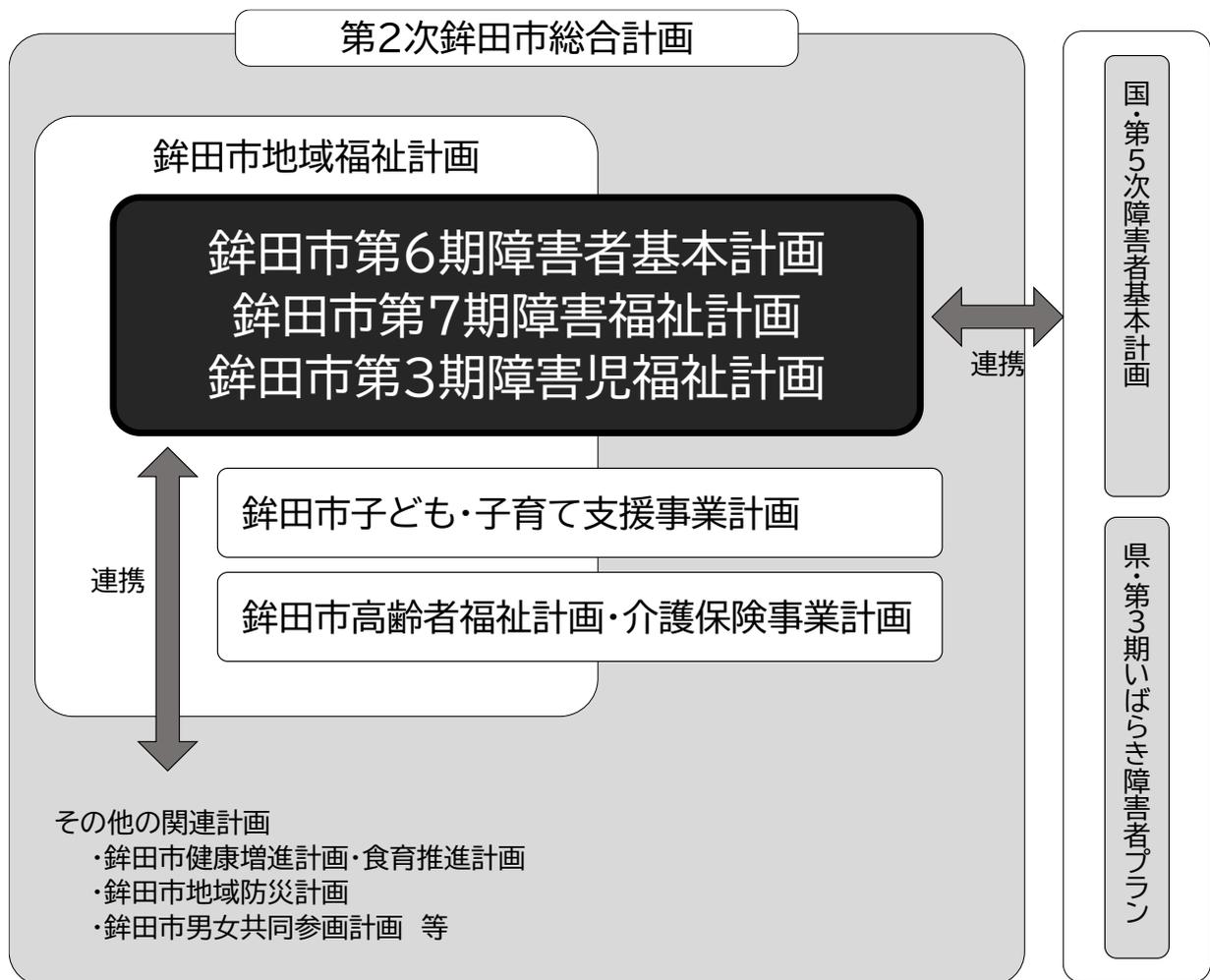
（第33条の20第4項、第5項省略）

- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

4 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「銚田市総合計画」をはじめ、福祉部門の上位計画に「銚田市地域福祉計画」を位置づけ、「銚田市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「銚田市子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図るとともに、その他、個別部門計画である「銚田市健康増進計画・食育推進計画」等との整合性を図り策定しました。

また、国の『第5次障害者基本計画』、茨城県の『第3期新しいばらき障害者プラン』との整合性を図った計画とします。

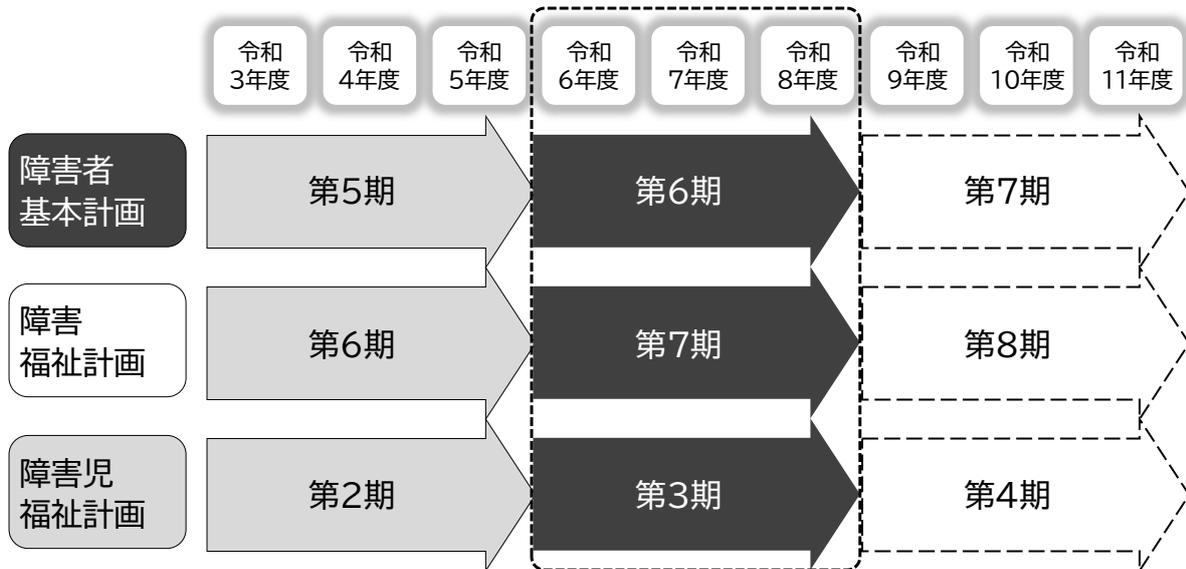


5 計画の期間

「銚田市第6期障害者基本計画」の期間については、3年間とします。

「銚田市第7期障害福祉計画」及び「銚田市第3期障害児福祉計画」の期間についても、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、策定後の制度改正、福祉・保健・医療等の社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。



6 計画の策定体制

(1) 銚田市地域自立支援協議会

本計画の策定にあたっては、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる（障害者総合支援法第88条5項）こととなっていることから、身体・知的・精神の各障害者団体の代表者、学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる「銚田市地域自立支援協議会」を活用し、幅広く意見を聴き策定しました。

(2) アンケート調査の実施

障害のある人や障害のある児童を対象に、日常生活の状況や障害福祉サービスにおける利用状況や利用意向等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和5年1月にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

市民や関係者の意見を反映させるため、本計画の計画案について、令和6年1月26日から令和6年2月26日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

7 持続可能な開発目標（SDGs）について

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴール・169のターゲットから構成されています。国は「SDGs実施指針改訂版（令和元年12月20日）」を定めており、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映すること」が期待されています。本計画においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点を取り入れ、持続可能な障害者福祉施策を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第 2 章

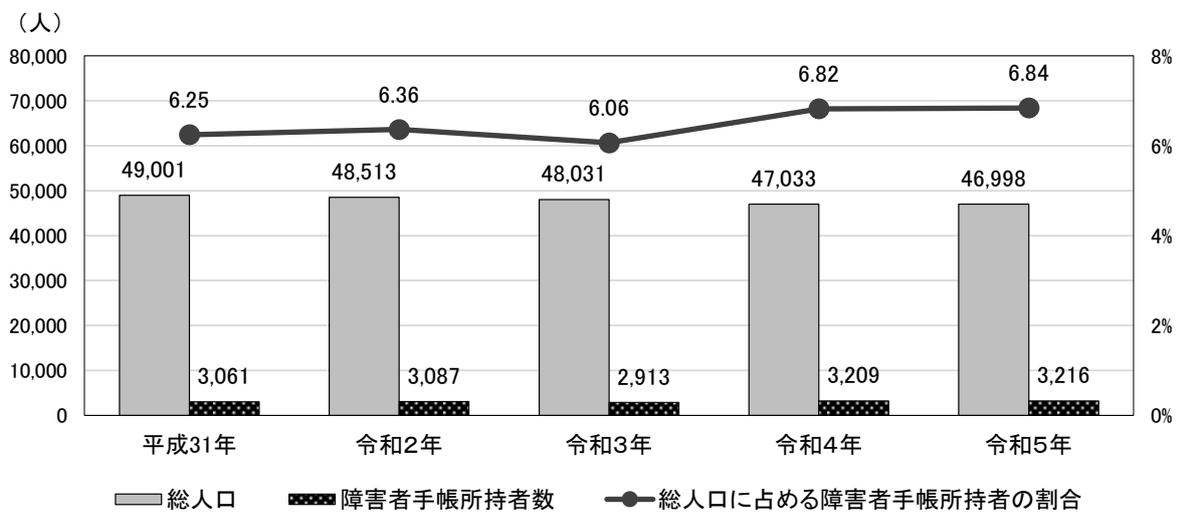
銚田市の障害者をめぐる状況

1 障害者手帳所持者数等の推移

(1) 本市の人口と障害者数の推移

本市の人口は、平成31年以降、減少傾向となっています。一方、障害者手帳所持者数は増加しており、令和5年では3,216人で、総人口に占める割合は6.84%となっています。

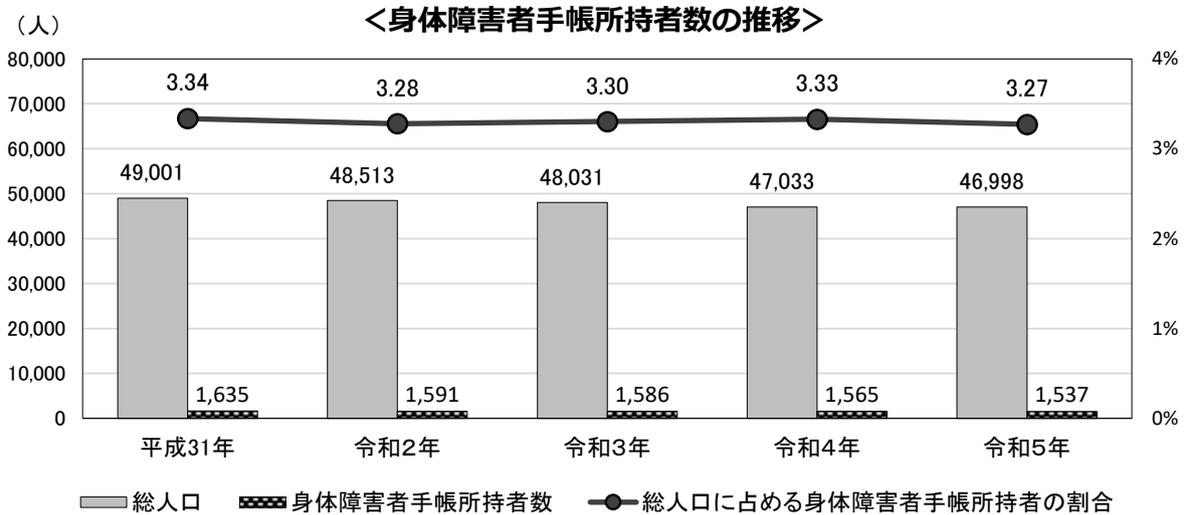
＜本市の人口と障害者手帳所持者数の推移＞



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者の推移は、平成31年以降、減少傾向で推移し、令和5年には1,537人となっています。また、総人口に占める割合は、平成31年以降は横ばいで推移し、令和5年は3.27%となっています。



■ 身体障害者手帳所持者の等級別・障害種別の状況

障害種別で見ると、「肢体不自由」が685人で最も多く、次いで「内部障害」が607人、「聴覚・平衡」が130人となっています。なお、最も多い「肢体不自由」は、全体の44.6%を占める状況となっています。

等級別で見ると、「1級」が556人で最も多く、次いで「4級」が345人、「3級」が271人となっています。なお、最も多い「1級」は、全体の36.2%を占める状況となっています。

＜身体障害者手帳所持者の等級から見た障害種別の状況＞

単位：人

種別 等級	視覚	聴覚・ 平衡	音声・ 言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部障害	合計
1級	39	6	0	139	372	556
2級	35	33	2	140	3	213
3級	4	19	9	129	110	271
4級	11	28	7	177	122	345
5級	6	0		65		71
6級	2	44		35		81
合計	97	130	18	685	607	1,537

資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

■ 身体障害者手帳所持者の性別・障害種別・年代別の状況

性別で見ると、障害児では男児が10人、女児が11人、障害者では、男性が835人、女性が681人と、障害者では男性が上回る状況となっています。

年代別で見ると、障害児は21人で全体の1.4%、障害者は1,516人で全体の98.6%となっています。また、65歳以上は1,127人で全体の73.3%を占める状況となっています。

＜身体障害者手帳所持者の性別・障害種別・年代別の状況＞

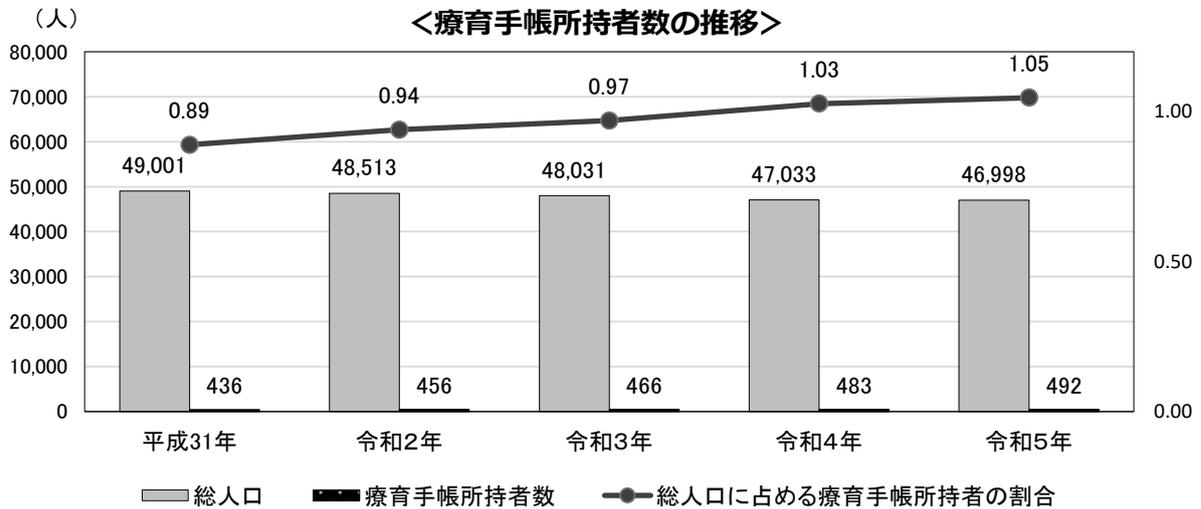
単位：人

性別 障害種別 年代別	男性						女性						合計					
	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計	視覚	聴覚・平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部障害	合計
障害児数	0	1	0	8	1	10	1	2	0	5	3	11	1	3	0	13	4	21
0～4歳	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1
5～9歳	0	0	0	3	0	3	0	1	0	2	2	5	0	1	0	5	2	8
10～14歳	0	1	0	4	0	5	0	0	0	2	1	3	0	1	0	6	1	8
15～17歳	0	0	0	1	1	2	1	0	0	1	0	2	1	0	0	2	1	4
障害者数	46	57	14	322	396	835	50	70	4	350	207	681	96	127	18	672	603	1516
18～19歳	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	2	0	2
20～29歳	2	1	0	10	2	15	0	1	0	4	5	10	2	2	0	14	7	25
30～39歳	2	2	0	16	4	24	1	2	0	6	5	14	3	4	0	22	9	38
40～49歳	7	1	0	15	28	51	2	7	1	15	10	35	9	8	1	30	38	86
50～59歳	7	6	1	38	28	80	6	3	2	26	14	51	13	9	3	64	42	131
60～64歳	4	3	0	30	32	69	4	2	1	25	6	38	8	5	1	55	38	107
65歳以上	24	44	13	212	302	595	37	55	0	273	167	532	61	99	13	485	469	1127
合計	46	58	14	330	397	845	51	72	4	355	210	692	97	130	18	685	607	1537

資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

(3) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者の推移は、平成31年以降、増加傾向で推移し、令和5年には492人となっています。また、総人口に占める割合についても増加傾向で推移し、令和5年は1.05%となっています。



■ 療育手帳所持者の年代別・程度別／年代別・性別の状況

程度別で見ると、「C」が143人で最も多く、次いで「B」が140人、「A」が112人、「A」が97人となっています。なお、「C」と「B」で、全体の57.5%を占める状況となっています。

性別で見ると、障害児では男児が63人、女児が28人、障害者では、男性が246人、女性が155人と、いずれも男性が上回る状況となっています。

年代別で見ると、障害児は91人で全体の18.5%、障害者は401人で全体の81.5%となっています。

<療育手帳所持者の年代別・程度別の状況>

単位：人

年代別	程度別	Ⓐ	A	B	C	合計
		障害児数	17	13	15	46
	0～9歳	3	6	9	16	34
	10～14歳	10	3	3	13	29
	15～17歳	4	4	3	17	28
	障害者数	80	99	125	97	401
	18～39歳	40	31	55	67	193
	40～64歳	28	40	52	26	146
	65歳以上	12	28	18	4	62
	合計	97	112	140	143	492

資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

＜療育手帳所持者の年代別・性別の状況＞

単位：人

性別		男性	女性	合計
年代別				
障害児数		63	28	91
	0～4歳	2	1	3
	5～9歳	20	11	31
	10～14歳	20	9	29
	15～17歳	21	7	28
障害者数		246	155	401
	18～19歳	13	4	17
	20～29歳	48	36	84
	30～39歳	62	30	92
	40～49歳	34	27	61
	50～59歳	46	20	66
	60～64歳	12	7	19
	65歳以上	31	31	62
合計		309	183	492

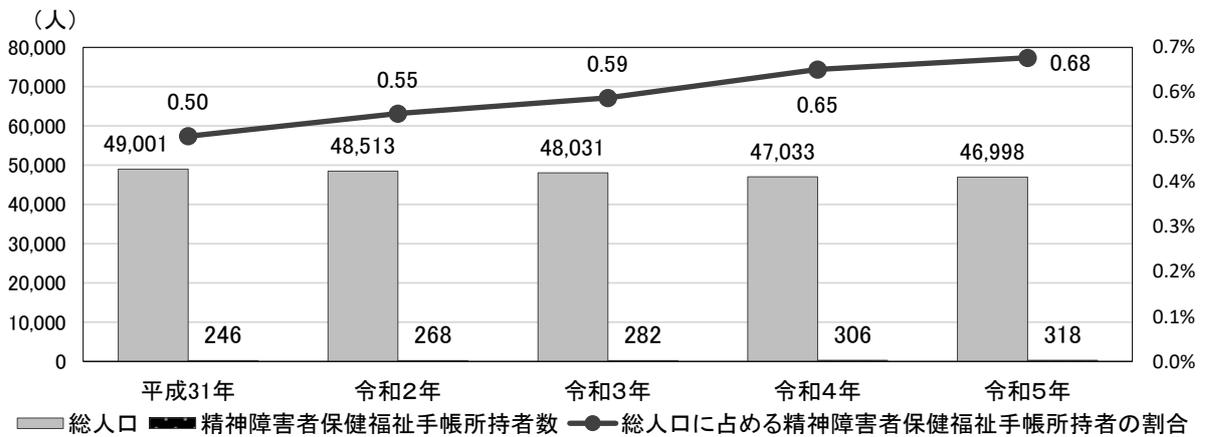
資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移

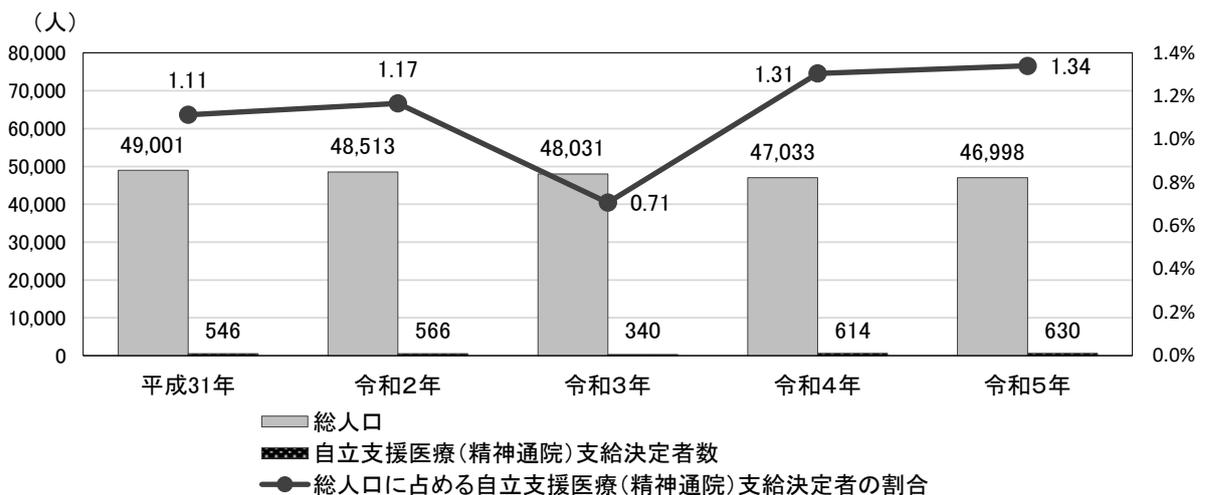
精神障害者保健福祉手帳所持者の推移は、平成31年以降、増加傾向で推移し、令和5年に318人、総人口に占める割合は0.68%となっています。

自立支援医療（精神通院）支給決定者については、平成31年以降、増加傾向で推移し、令和3年には減少に転じるものの、再び増加に転じ、令和5年では630人となっています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞



＜自立支援医療（精神通院）支給決定者数の推移＞



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の状況

等級別でみると、令和5年では、「2級」が200人で最も多く、次いで「3級」が85人、「1級」が33人となっています。なお、最も多い「2級」は、全体の62.9%を占める状況となっています。

<精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別の状況>

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	30	32	30	34	33
2級	151	164	168	184	200
3級	65	72	84	88	85
合計	246	268	282	306	318

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

■自立支援医療（精神通院）受給者の疾患別の状況

疾患別でみると、令和5年では、「統合失調症」が231人で最も多く、次いで「気分障害（うつ病、そう病等）」が182人、「神経症、ストレス関連障害」が66人となっています。なお、最も多い「統合失調症」は、全体の36.7%を占める状況となっています。

<自立支援医療（精神通院）受給者の疾患別の状況>

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
症状性を含む器質性精神障害（認知症等）	21	19	9	15	16
中毒性精神障害（アルコール依存、薬物依存等）	12	13	7	15	15
統合失調症	231	238	133	240	231
気分障害（うつ病、そう病等）	138	148	91	163	182
てんかん	54	55	31	60	58
神経症、ストレス関連障害	48	51	39	62	66
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	1	0	1	2	2
成人の人格及び行動の障害	2	1	1	3	2
精神遅滞	10	12	9	14	18
心理的発達の障害	16	17	11	21	24
小児期及び青年期の行動及び情緒の障害	12	10	8	19	16
その他	1	2	0	0	0
合計	546	566	340	614	630

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

(5) 難病患者福祉手当受給者の推移

難病患者福祉手当受給者の推移は、平成31年以降は増加しており、令和5年には239人となっています。

<難病患者福祉手当受給者数の推移>

単位：人

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受給者数	198	206	239	241	239

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

【難病患者福祉手当受給者の主な傷病】

- ・パーキンソン病・・・・・・・・33人
- ・潰瘍性大腸炎・・・・・・・・24人
- ・全身性エリテマトーデス・・15人
- ・網膜色素変性症・・・・・・・・11人
- ・皮膚筋炎／多発性筋炎・・・・10人

2 障害福祉に関するアンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の概要

障害のある人や障害のある児童を対象に、日常生活の状況や障害福祉サービスにおける利用状況や利用意向等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

①調査対象者

市内在住で身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有している方、障害児福祉制度を利用している方を対象に無作為に抽出した 1,000 名によりアンケート調査を実施した。

②調査方法・調査期間

- 調査方法：郵送による配布、郵送による回収
 - 調査期間：令和5年1月31日から令和5年2月28日まで
- ※個人で判断ができないケースや記入が困難な方には、ご家族や支援者の協力のもと回答いただきました。

③調査項目

調査項目	
1. ご本人のことについて	6. 権利擁護について
2. 介助について	7. 新型コロナウイルス感染症について
3. 仕事や収入について	8. 今後の福祉施策について
4. 福祉サービスについて	9. 銚田市への意見・要望について
5. 防災対策について	

④回収結果

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
1. 身体障害者手帳所持者	500 件	252 件	50.4%
2. 療育手帳所持者	150 件	57 件	38.0%
3. 精神障害者保健福祉手帳所持者	250 件	108 件	43.2%
4. 障害児福祉制度利用者	100 件	45 件	45.0%
合計	1,000 件	462 件	46.2%

(2) アンケート調査の結果（抜粋）

①-1 暮らしについて（現在）

現在の暮らしについては、「あなたの家族・親族の持ち家」が最も高く、身体障害者では44.84%、知的障害者では82.46%、精神障害者では65.74%、障害のある児童では84.44%となっています。

（単位：％）

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
あなた名義の持ち家	36.90	3.51	18.52	0.00
あなたの家族・親族の持ち家	44.84	82.46	65.74	84.44
賃貸住宅・アパート・借間	4.37	1.75	6.48	13.33
福祉施設（グループホームを含む）	5.16	1.75	3.70	0.00
病院	1.59	0.00	0.93	0.00
その他	0.00	0.00	0.00	0.00
無回答	7.14	10.53	4.63	2.22

①-2 暮らしについて（将来）

将来の暮らしについては、身体障害者では「あなたの家族・親族の持ち家」が24.21%、知的障害者では「福祉施設（グループホームを含む）」が40.35%、精神障害者では「あなたの家族・親族の持ち家」が25.00%、障害のある児童では「あなたの家族・親族の持ち家」が31.11%と最も高くなっています。

（単位：％）

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
あなた名義の持ち家	23.81	7.02	22.22	15.56
あなたの家族・親族の持ち家	24.21	24.56	25.00	31.11
賃貸住宅・アパート・借間	2.38	1.75	17.59	4.44
福祉施設（グループホームを含む）	15.08	40.35	10.19	11.11
病院	1.19	0.00	0.93	0.00
その他	0.40	0.00	0.00	0.00
無回答	32.94	26.32	24.07	37.78

②外出の頻度について

外出の頻度については、「ほぼ毎日」が最も高く、身体障害者では 26.98%、知的障害者では 59.65%、精神障害者では 42.59%、障害のある児童では 97.78%となっています。

(単位：%)

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
ほぼ毎日	26.98	59.65	42.59	97.78
週に3~4回	24.60	19.30	17.59	2.22
週に1~2回	19.84	3.51	19.44	0.00
月に1~3回	14.68	3.51	14.81	0.00
年に数回	4.37	5.26	0.96	0.00
その他	1.59	7.02	2.78	0.00
外出しない/外出できない	5.95	1.75	0.00	0.00
無回答	1.98	0.00	1.85	0.00

③外出時の交通手段について（複数回答）

外出時の交通手段については、身体障害者では「自分で運転する自動車」が 40.48%、知的障害者では「家族等が運転する自動車」が 56.14%、精神障害者では「自分で運転する自動車」が 58.33%、障害のある児童では「家族等が運転する自動車」が 95.56%と最も高くなっています。

(単位：%)

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
徒歩	9.92	10.53	14.81	26.67
車いす	3.57	1.75	0.93	0.00
自転車	4.37	19.30	7.41	0.00
オートバイ	1.98	3.51	3.70	0.00
自分で運転する自動車	40.48	5.26	58.33	0.00
家族等が運転する自動車	39.29	56.14	30.56	95.56
電車	3.57	1.75	10.19	0.00
施設などの送迎車	13.89	35.09	6.48	15.56
ほこまる号などのタクシー	3.97	0.00	2.78	0.00
バス	1.19	0.00	1.85	2.22
その他	2.78	0.00	0.93	0.00

④主な介助者（支援者）について

主な介助者（支援者）については、身体障害者では「夫または妻」が30.95%で最も高く、次いで「子ども、子どもの配偶者」と「介助・支援は受けていない」が同率で15.48%となっています。

知的障害者では「親」が73.68%と最も高くなっています。

精神障害者では「親」が43.52%と最も高く、次いで「介助・支援は受けていない」が25.00%となっています。

障害のある児童では、「親」が84.44%と最も高くなっています。

(単位：%)

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
親	8.73	73.68	43.52	84.44
夫または妻	30.95	1.75	7.41	0.00
子ども、子どもの配偶者	15.48	3.51	3.70	0.00
祖父母	0.00	0.00	0.00	2.22
兄弟姉妹、兄弟姉妹の配偶者	4.76	3.51	6.48	0.00
その他の親族	4.76	3.51	6.48	0.00
友人・知人・近所の人	0.79	0.00	0.00	0.00
ホームヘルパー	1.59	0.00	0.00	0.00
施設・病院の職員	5.56	0.00	2.78	0.00
その他	1.19	0.00	2.78	0.00
介助・支援は受けていない	15.48	0.00	25.00	6.67
無回答	14.29	15.79	8.33	6.67

⑤日中の過ごし方について

日中の過ごし方については、身体障害者では「自宅で過ごしている」が35.71%で最も高くなっています。

知的障害者では「就労を伴う、地域活動支援センターや事業所（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）等に通っている」が29.82%と最も高く、次いで「就労を伴わない施設（デイサービス等）に通っている」が14.04%、「会社等にてパートやアルバイトをしている」が10.53%となっています。

精神障害者では「自宅で過ごしている」が23.15%と最も高く、次いで「会社等にてパートやアルバイトをしている」が15.74%、「会社等にてフルタイムで働いている」が12.96%、「家事をしている、または手伝っている」が12.04%となっています。

障害のある児童では、「幼稚園・保育園・小中高等学校・特別支援学校に通っている」が91.11%と最も高くなっています。

(単位：%)

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
会社等にてフルタイムで働いている	7.94	1.75	12.96	0.00
会社等にてパートやアルバイトをしている	7.14	10.53	15.74	0.00
自営業を営んでいる、または家業を手伝っている	8.73	3.51	6.48	0.00
内職をしている	0.79	5.26	0.93	0.00
就労を伴う、地域活動支援センターや事業所(就労移行支援、就労継続支援A型・B型)等に通っている	3.57	29.82	7.41	0.00
家事をしている、または手伝っている	8.33	8.77	12.04	0.00
幼稚園・保育園・小中高等学校・特別支援学校に通っている	0.00	1.75	2.78	91.11
就労を伴わない施設(デイサービス等)に通っている	4.37	14.04	0.93	0.00
病院・施設で過ごしている	5.95	1.75	2.78	0.00
自宅で過ごしている	35.71	8.77	23.15	0.00
決まったことはしていない	3.17	1.75	2.78	0.00
その他	1.98	1.75	2.78	2.22
無回答	12.30	10.53	9.26	6.67

⑥仕事で得ている収入（1か月あたり）について

仕事で得ている収入については、身体障害者では「5～10万円未満」と「10～15万円未満」が5%台となっています。

知的障害者では「1～3万円未満」が24.56%と最も高くなっています。

精神障害者では「5～10万円未満」が12.96%と最も高くなっています。

(単位：%)

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
1万円未満	3.17	12.28	3.70	0.00
1～3万円未満	3.57	24.56	4.63	0.00
3～5万円未満	1.59	3.51	1.85	0.00
5～10万円未満	5.16	1.75	12.96	0.00
10～15万円未満	5.56	8.77	9.26	0.00
15～20万円未満	4.37	0.00	4.63	0.00
20万円以上	3.57	0.00	5.56	0.00
わからない	1.59	3.51	3.70	0.00
未回答	71.43	45.61	53.70	100.00

⑦生活費の中心となっている収入について

生活費の中心となっている収入については、身体障害者では「老齢年金」が25.00%と最も高く、次いで「障害年金」が15.08%、「あなたの配偶者の収入」が14.68%、「就労によるあなたの収入」が13.49%となっています。

知的障害者では「あなたの両親の収入」が36.84%と最も高く、次いで「障害年金」が28.07%となっています。

精神障害者では「障害年金」が25.00%と最も高く、次いで「あなたの両親の収入」が23.15%、「就労によるあなたの収入」が21.30%となっています。

障害のある児童では、「あなたの両親の収入」が93.33%と最も高くなっています。

(単位：%)

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
就労によるあなたの収入	13.49	8.77	21.30	0.00
あなたの両親の収入	4.76	36.84	23.15	93.33
あなたの配偶者の収入	14.68	1.75	7.41	0.00
あなたの子どもや子どもの配偶者の収入	6.35	0.00	1.85	0.00
障害年金	15.08	28.07	25.00	0.00
老齢年金	25.00	1.75	1.85	0.00
障害者手当	0.00	1.75	1.85	0.00
生活保護	2.38	1.75	2.78	0.00
預貯金	2.78	1.75	1.85	0.00
その他	0.79	1.75	4.63	0.00
未回答	14.68	15.79	8.33	6.67

⑧今後の生活の希望について

今後の生活の希望については、身体障害者では「障害年金や老齢年金で生活したい/生活し続けたい」が27.38%と最も高く、次いで「働くことが難しい」が22.62%、「会社等で働きたい/働き続けたい」が12.70%となっています。

知的障害者では「障害福祉サービス（就労移行・就労継続支援A型・B型）の事業所で働きたい/働き続けたい」が31.58%と最も高く、次いで「障害年金や老齢年金で生活したい/生活し続けたい」が22.81%、「会社等で働きたい/働き続けたい」が12.28%、「働くことが難しい」が10.53%となっています。

精神障害者では「会社等で働きたい/働き続けたい」が42.59%と最も高く、次いで「障害年金や老齢年金で生活したい/生活し続けたい」が20.37%、「働くことが難しい」が11.11%となっています。

障害のある児童では、「会社等で働きたい/働き続けたい」が46.67%と最も高く、次いで「障害福祉サービス（就労移行・就労継続支援A型・B型）の事業所で働きたい/働き続けたい」が15.56%となっています。

（単位：％）

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
会社等で働きたい/働き続けたい	12.70	12.28	42.59	46.67
自営業か家業を行いたい/行い続けたい	8.33	5.26	6.48	2.22
内職など自宅でできる仕事をしたい/し続けたい	3.57	5.26	4.63	0.00
障害福祉サービス（就労移行・就労継続支援A型・B型）の事業所で働きたい/働き続けたい	5.95	31.58	4.63	15.56
働くことが難しい	22.62	10.53	11.11	6.67
障害年金や老齢年金で生活したい/生活し続けたい	27.38	22.81	20.37	0.00
その他	6.35	1.75	4.63	8.89
未回答	13.10	10.53	5.56	20.00

⑨福祉サービスで困っていること、心配なことについて（複数回答）

福祉サービスで困っていること、心配なことについては、身体障害者では「特に困っていることや心配なことはない」が26.98%と最も高く、次いで「制度の仕組みがわかりにくい/利用方法がわかりにくい」が24.21%、「どこのサービス提供事業者を選んだら良いかわからない」が16.67%、「サービス利用の手続きが面倒/手続きがわかりにくい」が13.49%、「サービス利用の費用負担が重い」が12.30%となっています。

知的障害者では「制度の仕組みがわかりにくい/利用方法がわかりにくい」が31.58%と最も高く、次いで「サービス利用の手続きが面倒/手続きがわかりにくい」と「特に困っていることや心配なことはない」が同率で21.05%、「どこのサービス提供事業者を選んだら良いかわからない」が17.54%、「利用したいサービスの種類が少ない/サービスがない」が15.79%となっています。

精神障害者では「制度の仕組みがわかりにくい/利用方法がわかりにくい」が32.41%と最も高く、次いで「特に困っていることや心配なことはない」が25.93%、「どこのサービス提供事業者を選んだら良いかわからない」が18.52%、「サービス利用の手続きが面倒/手続きがわかりにくい」が16.67%となっています。

障害のある児童では、「制度の仕組みがわかりにくい/利用方法がわかりにくい」が42.22%と最も高く、次いで「どこのサービス提供事業者を選んだら良いかわからない」が31.11%、「利用したいサービスの種類が少ない/サービスがない」が28.89%、「サービス利用の手続きが面倒/手続きがわかりにくい」が26.67%となっています。

（単位：％）

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
制度の仕組みがわかりにくい/利用方法がわかりにくい	24.21	31.58	32.41	42.22
どこのサービス提供事業者を選んだら良いかわからない	16.67	17.54	18.52	31.11
サービス利用の手続きが面倒/手続きがわかりにくい	13.49	21.05	16.67	26.67
事業者との契約がむずかしい	3.57	7.02	7.41	4.44
サービス利用の費用負担が重い	12.30	5.26	13.89	13.33
利用したいサービスの種類が少ない/サービスがない	6.75	15.79	13.89	28.89
サービス利用などについて相談相手がいない	9.13	10.53	14.81	17.78
その他	4.37	3.51	5.56	4.44
特に困っていることや心配なことはない	26.98	21.05	25.93	17.78

⑩-1 防災対策（避難方法）について

防災対策（避難方法）については、身体障害者、知的障害者、精神障害者では「特に決めていない」が半数を超えて最も高くなっています。

障害のある児童では、「家族や施設職員に任せている」が42.55%で最も高く、次いで「特に決めていない」が36.17%となっています。

（単位：％）

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
家族と避難方法・避難場所を決めている	19.09	16.67	22.33	19.15
近所の人に災害時の手助けを頼んでいる	2.07	0.00	0.00	2.13
家族や施設職員に任せている	14.52	29.63	10.68	42.55
特に決めていない	64.32	53.70	66.99	36.17

⑩-2 防災対策（備蓄）について（複数回答）

防災対策（備蓄）については、身体障害者では「水や食料の備蓄をしている」が41.67%と最も高く、次いで「常備薬の数に余裕を持たせている/お薬手帳を常備している」が38.10%、「消火器などを準備している」が33.33%、「車やオートバイのガソリンが半分以下にならないよう心掛けている」が32.54%、「風呂の水をため置きしている」が23.02%となっています。

知的障害者では「家族や施設職員に任せている」が35.09%と最も高く、次いで「常備薬の数に余裕を持たせている/お薬手帳を常備している」が29.82%、「特に何も準備していない/準備できない」が24.56%、「水や食料の備蓄をしている」が22.81%、「消化器などを準備している」が21.05%、「車やオートバイのガソリンが半分以下にならないよう心掛けている」が19.30%、「風呂の水をため置きしている」が17.54%となっています。

精神障害者では「常備薬の数に余裕を持たせている/お薬手帳を常備している」が47.22%と最も高く、次いで「水や食料の備蓄をしている」が37.04%、「車やオートバイのガソリンが半分以下にならないよう心掛けている」が29.63%、「消化器などを準備をしている」が25.93%、「風呂の水をため置きしている」が25.00%、「特に何も準備していない/準備できない」が21.30%となっています。

障害のある児童では、「家族や施設職員に任せている」が40.00%と最も高く、次いで「水や食料の備蓄をしている」が33.33%、「消化器などを準備をしている」と「常備薬の数に余裕を持たせている/お薬手帳を常備している」が同率で20.00%となっています。

(単位：%)

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
消火器などを準備している	33.33	21.05	25.93	20.00
風呂の水をため置きしている	23.02	17.54	25.00	15.56
水や食料の備蓄をしている	41.67	22.81	37.04	33.33
非常持ち出し品を用意している(衣類や使用頻度の高い消耗品等を含む)	11.51	1.75	6.48	11.11
車やオートバイのガソリンが半分以下にならないよう心掛けている	32.54	19.30	29.63	15.56
補装具や医療器具などの紛失・破損したときに備え、規格・サイズ・販売会社などがすぐわかるようにしている	7.54	0.00	0.00	0.00
常備薬の数に余裕を持たせている/お薬手帳を常備している	38.10	29.82	47.22	20.00
家族や施設職員に任せている	15.48	35.09	12.96	40.00
特に何も準備していない/準備できない	15.08	24.56	21.30	11.11
その他	1.19	1.75	1.85	2.22

⑩-3 防災対策(情報入手方法)について(複数回答)

防災対策(情報入手方法)については、身体障害者では「地域の防災無線から情報を得られる状態になっている」が42.06%と最も高く、次いで「特に準備していない」が25.40%、「地域からの災害情報や避難指示等の連絡を防災無線以外の方法で入手できるようにしている」が15.87%、「家族や施設職員に任せている」が15.08%となっています。

知的障害者では「家族や施設職員に任せている」が45.61%と最も高く、次いで「地域の防災無線から情報を得られる状態になっている」が38.60%、「特に準備していない」が24.56%となっています。

精神障害者では「地域の防災無線から情報を得られる状態になっている」が42.59%と最も高く、次いで「地域からの災害情報や避難指示等の連絡を防災無線以外の方法で入手できるようにしている」が27.78%、「特に準備していない」が25.00%、「家族や施設職員に任せている」が14.81%となっています。

障害のある児童では、「家族や施設職員に任せている」が51.11%と最も高く、次いで「地域の防災無線から情報を得られる状態になっている」と「特に準備していない」が同率で20.00%、「地域からの災害情報や避難指示等の連絡を防災無線以外の方法で入手できるようにしている」が11.11%となっています。

(単位：%)

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
地域の防災無線から情報を得られる状態になっている	42.06	38.60	42.59	20.00
地域からの災害情報や避難指示等の連絡を防災無線以外の方法で入手できるようにしている	15.87	5.26	27.78	11.11
近所の人から知らせてくれることになっている	0.79	1.75	0.93	0.00
民生委員や自治会等から知らせてくれることになっている	1.19	1.75	0.93	0.00
近隣における浸水や土砂崩れ等の可能性がある危険場所を覚えている	6.35	1.75	2.78	0.00
家族や施設職員に任せている	15.08	45.61	14.81	51.11
特に準備していない	25.40	24.56	25.00	20.00

⑪障害があることで差別される（された）ことや嫌な思いをする（した）ことについて

障害があることで差別される（された）ことや嫌な思いをする（した）ことについては、いずれの障害も「特にない」が最も高くなっています。障害種別で見ると、身体障害者では「希望する職場に就けなかった」、「差別用語が使われた」が、知的障害者では「差別用語が使われた」、「障害を理由に退職を迫られた」、「希望した学校に入学できなかった」が、精神障害者では「希望する職場に就けなかった」、「差別用語が使われた」、「家族や施設の人、職場の上司や同僚等からの暴力（身体的・精神的）による虐待を受けた」、「職場での労働条件や給与が周囲の人と比べて不当である」が、障害のある児童では「差別用語が使われた」「希望した学校に入学できなかった」「受診や診療を断られた」が多く挙げられています。

(単位：%)

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
希望した学校に入学できなかった	0.00	5.66	0.00	5.41
希望する職場に就けなかった	5.83	1.89	14.39	0.00
職場での労働条件や給料が、周囲の人と比べて不当である	3.40	1.89	8.33	0.00
障害を理由に退職を迫られた	1.46	7.55	4.55	0.00
差別用語が使われた	5.34	9.43	10.61	8.11
電車や施設の利用を断られた	0.49	0.00	0.00	0.00
親族の冠婚葬祭への出席を断られた、開催を知らされなかった	0.97	1.89	0.76	0.00
家族や施設の人、職場の上司や同僚等からの暴力(身体的・精神的)による虐待を受けた	0.49	1.89	9.09	0.00
周りの人や施設の人から性的な嫌がらせを受けた	0.00	0.00	1.52	0.00
年金が本人のために使われなかったり、知らない間に預金が引き出されるなど、財産が侵害された	0.00	0.00	0.00	0.00
賃貸物件への入居や移転の時、障害を理由に断られた	0.00	0.00	0.76	0.00
食堂やホテルなどで利用を断られた	0.00	0.00	0.00	0.00
受診や治療を断られた	1.46	1.89	2.27	5.41
その他	7.28	5.66	6.06	13.51
特にない	66.02	43.40	35.61	43.24
わからない	7.28	18.87	6.06	24.32

⑫障害のある人への配慮があつて助かったこと、改善されたことについて

障害のある人への配慮があつて助かったこと、改善されたことについては、いずれの障害も「特にない」が最も高くなっています。障害種別でみると、身体障害者では「病院、診療所」、「福祉サービス」、「市役所などの行政施設」、「公共交通、公共施設」が、知的障害者では「福祉サービス」、「病院、診療所」が、精神障害者では「市役所などの行政施設」、「福祉サービス」、「病院、診療所」が、障害のある児童では「学校、教育の場面」「福祉サービス」が多く挙げられています。

(単位：%)

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
市役所などの行政施設	12.10	6.78	15.27	4.17
公共交通、公共施設	10.08	3.39	5.34	0.00
職場	1.21	6.78	7.63	0.00
学校、教育の場面	0.00	3.39	1.53	25.00
病院、診療所	14.92	8.47	12.21	6.25
民間サービス(飲食店、習い事など)	0.40	3.39	0.00	2.08
福祉サービス	14.11	15.25	12.98	16.67
住む場所や家を借りる場面	0.00	1.69	0.76	0.00
情報、コミュニケーション	2.02	0.00	2.29	2.08
近隣、地域	0.40	3.39	1.53	0.00
その他	0.40	0.00	1.53	2.08
特にない	44.35	47.46	38.93	41.67

⑬新型コロナウイルスの影響

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響については、いずれの障害も「外出の制限」が最も高く、次いで「新しい生活様式に伴う生活の変化」が挙げられています。

(単位：%)

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
新しい生活様式に伴う生活の変化	27.19	16.33	30.51	39.22
外出の制限	50.00	55.10	44.07	45.10
勤務形態、就職活動の制限	2.19	8.16	6.78	0.00
福祉サービスの利用内容の変化	9.65	12.24	7.63	7.84
その他	10.96	8.16	11.02	7.81

⑭実現を急ぐべきだと思う福祉施策について（複数回答）

実現を急ぐべきだと思う福祉施策については、身体障害者では「交通や移動手段の維持や充実」が34.52%と最も高く、次いで「福祉サービスの手続きの簡素化」と「障害者のみならず、その家族や介助者への支援も充実させること」が同率で33.73%、「福祉サービスの低廉化（値段を安くすること）」が29.76%、「障害に応じた住宅の改造に係る費用の助成」が26.98%、「在宅での医療ケアを受けやすくすること」が25.79%となっています。

知的障害者では「障害者のみならず、その家族や介助者への支援も充実させること」が35.09%と最も高く、次いで「交通や移動手段の維持や充実」が33.33%、「施設や親元を離れて地域で生活するための体制づくり」が24.56%、「福祉サービス手続きの簡素化」と「障害に関する知識を普及させること」が同率で22.81%、「緊急時の速やかで確実な相談支援、サービスを提供すること」が21.05%となっています。

精神障害者では「交通や移動手段の維持や充実」が42.59%と最も高く、次いで「障害者のみならず、その家族や介助者への支援も充実させること」が40.74%、「福祉サービス手続きの簡素化」が37.04%、「障害に関する知識を普及させること」が34.26%、「緊急時の速やかで確実な相談支援、サービスを提供すること」が33.33%、「福祉サービスの低廉化（値段を安くすること）」が32.41%となっています。

障害のある児童では、「障害者のみならず、その家族や介助者への支援も充実させること」が60.00%と最も高く、次いで「福祉サービス手続きの簡素化」が44.44%、「障害に関する知識を普及させること」が42.22%となっています。

（単位：%）

	身体障害者 n=252	知的障害者 n=57	精神障害者 n=108	障害のある児童 n=45
在宅での医療ケアを受けやすくすること	25.79	5.26	28.70	17.78
障害に応じた住宅の改造に係る費用の助成	26.98	1.75	18.52	22.22
福祉サービスの低廉化(値段を安くすること)	29.76	15.79	32.41	31.11
福祉サービス手続きの簡素化	33.73	22.81	37.04	44.44
公的機関による相談窓口の確保や利便性向上	19.05	12.28	23.15	26.67
障害に関する知識を普及させること	17.46	22.81	34.26	42.22
障害者のみならず、その家族や介助者への支援も充実させること	33.73	35.09	40.74	60.00
緊急時の速やかで確実な相談支援、サービスを提供すること	23.81	21.05	33.33	28.89
施設や親元を離れて地域で生活するための体制づくり	7.14	24.56	23.15	33.33
交通や移動手段の維持や充実	34.52	33.33	42.59	31.11
その他	1.98	3.51	5.56	6.67

3 障害福祉サービス等に係る状況

(1) 障害福祉サービス提供事業所の状況

令和5年4月1日現在、訪問系サービスの事業所数は5か所、日中活動系サービスの事業所数は25か所、居住系サービスの事業所数は4か所、相談系サービスは2か所、障害児支援サービスの事業所は7か所となっています。

<訪問系サービスの状況>

	施設種別	か所数
障害者総合支援法に基づく訪問系サービス	居宅介護	2か所
	重度訪問介護	2か所
	同行援護	0か所
	行動援護	1か所
	重度障害者等包括支援	0か所
	合 計	5か所

資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

<日中活動系サービスの状況>

	施設種別	か所数
障害者総合支援法に基づく日中活動系サービス	生活介護	4か所
	自立訓練（機能訓練）	1か所
	自立訓練（生活訓練）	0か所
	就労移行支援	5か所
	就労継続支援A型	2か所
	就労継続支援B型	10か所
	就労定着支援	1か所
	療養介護	0か所
	短期入所（ショートステイ）	2か所
	合 計	25か所

資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

＜居住系サービスの状況＞

	施設種別	か所数
障害者総合支援法に基づく 居住系サービス	自立生活援助	0か所
	共同生活援助（グループホーム）	2か所
	施設入所支援	2か所
	合 計	4か所

資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

＜相談系サービスの状況＞

	施設種別	か所数
障害者総合支援法に基づく 相談系サービス	相談支援事業所	2か所
	合 計	2か所

資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

＜障害児支援サービスの状況＞

	施設種別	か所数
児童福祉法に基づく 障害児支援サービス	相談支援事業所	1か所
	児童発達支援	2か所
	放課後等デイサービス	4か所
	保育所等訪問支援	0か所
	医療型児童発達支援	0か所
	居宅訪問型児童発達支援	0か所
	合 計	7か所

資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

（2）障害支援区分の認定状況

令和5年4月1日現在の認定状況は以下のとおりです。

障害支援区分は、区分6に近づくほど支援の度合いが高い状態にあります。

＜令和5年の障害支援区分の認定状況＞

単位：人

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障害	4	6	5	3	6	25	49
知的障害	4	11	22	32	38	34	141
精神障害	6	28	14	7	0	0	55
合計	14	45	41	42	44	59	245

資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

(3) 障害福祉サービス別の受給状況

令和5年4月1日現在の障害福祉サービス別の受給者数及び利用者数は以下のとおりです。

<障害福祉サービス別の支給決定者数・受給者数の状況>

単位：人

サービス種別		令和5年4月	
		受給者数	利用者数
訪問系サービス	居宅介護	48	27
	重度訪問介護	1	1
	同行援護	5	3
	行動援護	0	0
	重度障害者等包括支援	0	0
	合計	54	31
日中活動系サービス	生活介護	138	132
	自立訓練（機能訓練）	7	7
	自立訓練（生活訓練）	0	0
	就労移行支援	29	25
	就労継続支援A型	16	13
	就労継続支援B型	154	140
	就労定着支援	2	2
	療養介護	6	6
	短期入所（ショートステイ）	44	20
	合計	396	345
居住系サービス	自立生活援助	0	0
	共同生活援助（グループホーム）	86	82
	施設入所支援	82	78
	合計	168	160
障害児支援サービス	児童発達支援	60	55
	放課後等デイサービス	70	62
	保育所等訪問支援	5	0
	医療型児童発達支援	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	0	0
	合計	135	117

資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

■ 相談系サービスの決定者数の内訳

令和5年4月1日現在の相談系サービスの受給者数は以下のとおりです。

＜相談系サービスの決定者数の状況＞

単位：人

サービス種別		令和5年4月
		受給者数
相談系サービス	指定特定相談支援	366
	指定障害児相談支援	108
		474

資料：社会福祉課（令和5年4月1日現在）

（4）地域生活支援事業の状況

令和4年度の地域生活支援事業の実績は以下のとおりです。

＜地域生活支援事業の状況＞

事業種別		利用実績	
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	未実施	
	自発的活動支援事業	未実施	
	相談支援事業	2か所	
	成年後見制度利用支援事業	5件／年	
	成年後見制度法人後見支援事業	未実施	
	意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	13回／年
		手話通訳者設置事業	未実施
	日常生活用具給付等事業	1,168件／年	
	手話奉仕員養成研修事業	有	
	移動支援事業	442時間／年	
	地域活動支援センター	2か所	
	日中一時支援事業	2,150回／年	
	訪問入浴サービス事業	43回／年	
自動車改造費用助成事業	0件／年		

資料：社会福祉課

4 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の進捗状況

(1) 施設入所から地域生活への移行

①入所施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行すること。

<入所施設の入所者の地域生活への移行者数の目標値と実績見込>

項目		令和5年度
地域生活への移行者数	目標値	5人
	実績見込	2人
	達成率	40.0%
	移行率	2.4%

資料：社会福祉課

②入所施設の入所者数

令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から、1.6%以上の削減すること。

<入所者数の目標値と実績見込>

項目		令和5年度
入所者数の削減人数	目標値	2人
	実績見込	2人
	達成率	100.0%
	削減率	2.4%

資料：社会福祉課

目標達成のための今後の課題

施設入居者から2名の地域移行を達成した。
しかし、施設入所者が地域で生活することは、まだ少ないが、希望者がある場合は、ニーズに沿った支援を進める必要がある。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備すること。

<精神保健医療福祉体制の基盤を整備の整備>

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	目標	3回	3回	3回
	実績	3回	3回	3回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	目標	10人	10人	10人
	実績	66人	65人	51人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	目標	1回	1回	1回
	実績	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	目標	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	目標	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	目標	28人	28人	28人
	実績	33人	37人	45人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	目標	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人

資料：社会福祉課

目標達成のための今後の課題

困難な事例を幅広い分野の関係者と検討した。既存の会議を活用し、今後も保健・医療・福祉関係者の方々と連携し様々な課題に対して協議する。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

サービス提供体制整備の一環として、地域生活支援拠点等を、市町村または各都道府県が定める障害福祉圏域において、少なくとも一つは整備を進めること。

<地域生活支援拠点等の整備>

項目	令和5年度
地域生活支援拠点等の整備	設置済み

資料：社会福祉課

目標達成のための今後の課題

障害福祉事業所等と連携し、面的整備にて拠点を整備した。今後も対象事業所数を増加する必要がある。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

①福祉施設から一般就労への移行

令和5年度中に一般就労へ移行する者の数を、令和元年度実績の1.27倍以上とすること。

<福祉施設から一般就労への移行者数の目標値と実績見込>

項目	令和5年度	
令和5年度に福祉施設一般就労へ移行すると見込まれる人数	目標値	5人
	実績見込	5人
	達成率	100.0%
	増加率	166.7%

資料：社会福祉課

②就労移行支援事業の一般就労への移行

令和5年度末における就労移行支援事業の一般就労への移行者数が、令和元年度実績の1.3倍以上とすること。

<就労移行支援事業の一般就労への移行者数の目標値と実績見込>

項目	令和5年度	
令和5年度中に一般就労へ移行すると見込まれる人数	目標値	3人
	実績見込	2人
	達成率	66.7%
	増加率	100.0%

資料：社会福祉課

③就労継続支援A型の一般就労への移行

令和5年度末における就労継続支援A型の一般就労への移行者数が、令和元年度実績の概ね1.26倍以上とすること。

<就労継続支援A型の一般就労への移行者数の目標値と実績見込>

項目	令和5年度	
令和5年度中に一般就労へ移行すると見込まれる人数	目標値	1人
	実績見込	1人
	達成率	100.0%
	増加率	100.0%

資料：社会福祉課

④就労継続支援B型の一般就労への移行

令和5年度末における就労継続支援B型の一般就労への移行者数が、令和元年度実績の概ね1.23倍以上とすること。

＜就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の目標値と実績見込＞

項目		令和5年度
令和5年度中に一般就労へ移行すると見込まれる人数	目標値	1人
	実績見込	2人
	達成率	200.0%
	増加率	200.0%

資料：社会福祉課

⑤就労定着支援の利用者数

令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。

＜就労定着支援の利用者数の目標値と実績見込＞

項目		令和5年度
令和5年度中に就労移行支援等を通じて一般就労に移行した人数	実績値	5人
一般就労へ移行した者のうち、就労定着支援の利用者数	目標値	4人
	実績見込	0人
	達成率	0.0%
	増加率	0.0%

資料：社会福祉課

⑥就労定着支援事業の就労定着率

各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすること。

＜就労定着支援事業の就労定着率の目標値と実績見込＞

項目		令和5年度
令和5年度中の就労定着率が8割以上の事業所	実績値	0か所
令和5年度の就労定着支援事業所の総数	目標値	0か所
	実績見込	0か所
	達成率	0.0%
	割合	0.0%

目標達成のための今後の課題

就労移行支援、就労継続支援A型・B型から5名が一般就労へ移行した。しかし、就労移行支援、就労継続支援A型・B型を再利用することが多く、就労定着支援を利用しなかった。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに、児童発達支援センターを市内または圏域に少なくとも1か所以上設置すること。

<児童発達支援センターの設置>

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センターの設置	目標	未実施	未実施	設置
	実績	未実施	未実施	未実施

資料：社会福祉課

② 保育所等訪問支援の充実

障害児の地域社会への参加・包容を推進するため、令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。

<保育所等訪問支援の充実>

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援の利用体制の構築	目標	整備済み	整備済み	整備済み
	実績	未整備	未整備	整備済み

資料：社会福祉課

③ 重症心身障害児を支援する事業所の確保

重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、市内または圏域に少なくとも1か所以上確保すること。

<重症心身障害児を支援する事業所の確保>

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援事業所	目標	整備済み	整備済み	整備済み
	実績	整備済み	整備済み	整備済み
放課後等デイサービス事業所	目標	整備済み	整備済み	整備済み
	実績	整備済み	整備済み	整備済み

資料：社会福祉課

④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。

＜医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等＞

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議の場の設置	目標	整備済み	整備済み	整備済み
	実績	整備済み	整備済み	整備済み
コーディネーターの配置	目標	配置	配置	配置
	実績	配置	配置	配置

資料：社会福祉課

目標達成のための今後の課題

医療的ケア児支援のためコーディネーター養成研修に参加し配置に努めた。また、児童発達支援センターの役割を把握し設置に向けた検討をします。

(6) 発達障害者等に対する支援

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数及びピアサポートの活動への参加人数を見込むこと。

<発達障害者等に対する支援>

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	目標	2人	2人	2人
	実績	7人	9人	10人
ペアレントメンターの人数	目標	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加人数	目標	1人	1人	1人
	実績	0人	0人	0人

資料：社会福祉課

目標達成のための今後の課題

対象となる児童の保護者との連携を強化し、受講の充実に努めます。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保すること。

<相談支援体制の充実・強化等>

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	目標	検討	検討	実施
	実績	未実施	未実施	未実施
相談機関との連携強化の取組の実施	目標	検討	検討	実施
	実績	未実施	未実施	未実施
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	目標	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施
相談支援事業者の人材育成の支援	目標	実施	実施	実施
	実績	実施	実施	実施

資料：社会福祉課

目標達成のための今後の課題

相談支援体制の構築のため、各種取組を引き続きの実施に努めます。

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築すること。

<相障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築>

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加	目標	実施/参加	実施/参加	実施/参加
	実績	実施/参加	実施/参加	実施/参加
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施	目標	有/実施	有/実施	有/実施
	実績	有/実施	有/実施	有/実施
都道府県が実施する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有	目標	有/共有	有/共有	有/共有
	実績	有/共有	有/共有	有/共有

資料：社会福祉課

目標達成のための今後の課題

引き続き、更なる障害福祉サービス等の質の向上を目指して取り組めます。

5 障害者を取り巻く課題

課題1 障害に対する理解の促進

障害者がその人らしく安心して充実した生活を送るためには、障害や障害者に対する理解を一人ひとりが深めていくことが大切です。依然として、差別事象が発生している状況がうかがえることから、不当な差別や社会的な障壁がなくなるよう、相互理解のための地域社会における包容（インクルージョン）の推進や啓発活動等を継続的に取り組んでいく必要があります。

課題2 相談支援体制の充実・強化

障害の状態や生活環境、家族構成などにより、相談の内容も多様化・複雑化しています。さまざまな相談を受けとめ、一人ひとりの生活に寄り添いながら、適切な支援やサービスにつなげていくことができるよう、相談対応にあたる人材の育成を図るとともに、関係機関や団体、また他分野の機関と横断的なネットワークを構築し、相談支援体制を総合的に充実・強化していく必要があります。

課題3 多様化するニーズに対応した福祉サービスの充実

医療的ケアが必要な児童や発達障害のある児童など、障害種別も多様化する中、ニーズも多様化しています。また、障害者の高齢化とともに介助者の高齢化も進む中、“親亡き後”の不安の声が高まっています。一人ひとりが希望するサービスを適切に利用できるようさまざまな媒体を活用した情報提供を充実させるとともに、在宅福祉サービス、日中活動の場、グループホームなど多様な福祉サービスの充実を図り、自らの決定に基づき必要な支援を受けながら、自立した暮らしと社会参加できる社会が求められます。

課題4 障害児の健やかな育成及び家族等への支援

障害児への支援は、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援する必要があります。発育・発達の遅れ等に対する気づきの段階から身近な地域で支援できる体制を構築するとともに、障害児のライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供することが大切です。また、障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進していく必要があります。さらには、障害児の保護者とその家族等が子どもの障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、支援体制を確保していく必要があります。

課題5 就労支援の促進

障害者が自立した生活を送る上で、就労は経済面での役割だけでなく、社会参加を実現するという意味でも非常に重要な要素となります。そのため、障害者の働く意欲を尊重し、就労機会の充実を図るとともに、本人の意思と障害の特性に応じ、一般企業などへの就労や障害者支援施設での福祉的就労の場を確保する必要があります。また、障害者を雇用する企業が、障害の特性などを理解することが必要です。

課題6 安全・安心な生活環境の整備

障害者が地域で安全・安心な生活を送るためには、生活環境を整備していくことが重要です。バリアフリーやユニバーサルデザインの観点に立った、誰もが過ごしやすいまちづくりを進めていく必要があります。また近年、地震や風水害等のさまざまな自然災害が発生していることから、防災対策の充実や避難所における障害の特性に応じた配慮、加えて感染症対策の充実を図り、安全・安心に避難できる体制及び環境が求められます。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害者が持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができる体制づくりはもとより、すべての人が地域で安心して暮らすことのできる社会を実現する努力が必要です。

このため、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨を踏まえ、本市がこれからの障害者施策を推進するために、引き続き「障害者の自立を支援し、ともに暮らせる地域社会づくりを目指す」を基本理念とします。

【基本理念】
障害者の自立を支援し、
ともに暮らせる地域社会づくりを目指す

2 計画の基本目標

基本理念を実現するために、次の7つの基本目標を設定します。

基本目標1 心のバリアをなくすために

福祉教育等を通じて、障害や障害者に対する理解を深めるための普及・啓発活動をより一層推進していくとともに、障害者差別解消法や障害者虐待防止法の趣旨を踏まえ、障害を理由とする差別の解消や、合理的配慮の提供、障害者の虐待防止など、障害者の権利擁護の推進に努めます。また、ボランティア活動が促進されるよう、関係団体の支援体制の強化に努めます。

基本目標2 とともに生活できる安心な社会を実現するために

障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスについて、障害種別や障害程度に応じた必要な支援を必要な際に受けられるよう、計画的なサービス提供体制の整備を図るとともに、ヤングケアラーを含む障害者家族の相談支援体制を整備します。また、障害者が安心して日常生活を送れるとともに、社会参加の推進のため、スポーツや文化活動等による障害者の地域交流の機会拡大に努めます。

基本目標 3 人にやさしいまちづくりを進めるために

ユニバーサルデザインの観点から、住環境施設の整備・改善を支援・推進するとともに、日常生活における移動手段を確保し、障害者の社会活動を促進します。また、選挙等における情報提供の充実や投票所の段差解消等の配慮、災害時の情報伝達体制の整備などを含め、障害者がそれぞれの障害特性に応じた適切な支援を受けられることができるよう、必要な施策を推進します。

基本目標 4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために

障害のある児童たちやその家族、学校に対する相談・援助体制の充実と個々の状況に応じた教育環境づくりに努めるとともに、福祉、教育等の関係機関が連携して、ニーズに応じた支援を推進します。また、特別支援教育の推進に加え、障害のある人とない人がともに学ぶことを通して、共生社会の実現を目指すインクルーシブ教育を検討します。

基本目標 5 自立や社会参加を進めるために

関係機関との連携を図りながら、福祉的就労はもとより、一般雇用も含め、障害者の働く意欲を尊重し、就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。また、障害者優先調達推進法の趣旨を踏まえ、障害者の就労機会の拡充と、工賃収入の引き上げにつながる施策を推進します。

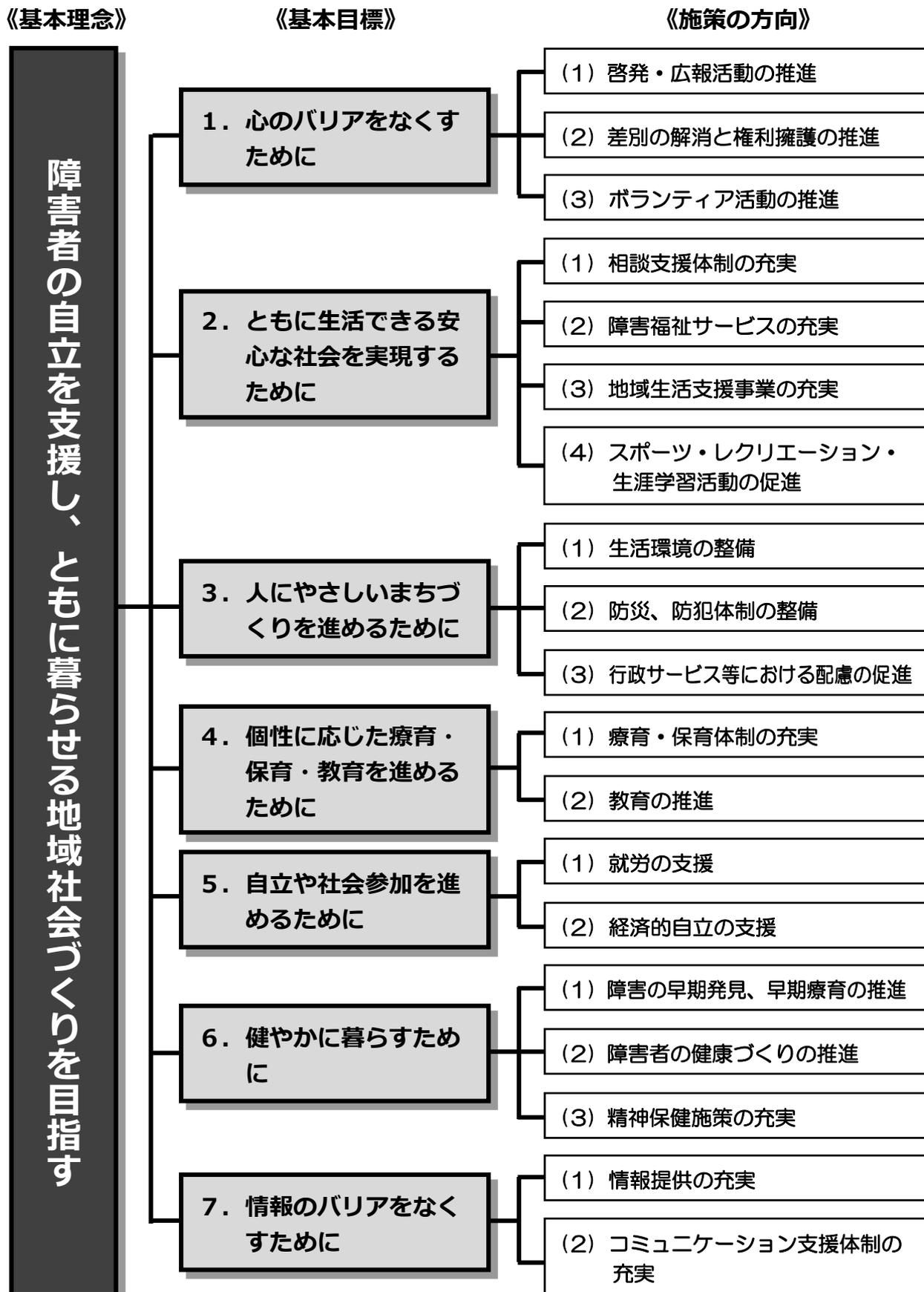
基本目標 6 健やかに暮らすために

健康診断・健康教育・健康相談・訪問指導等の保健事業の推進と、保健・医療・福祉等の連携を図り、障害の早期発見と早期療育の推進に加え、障害者の健康づくりに努めます。また、精神保健施策や難病等に関する知識啓発やサポート体制の充実に努めます。

基本目標 7 情報のバリアをなくすために

障害福祉サービス等の周知と利用を促進するために、広報、ホームページ等を活用し、情報提供体制の充実に努めます。また、障害者が個々の特性に合わせた適切な手段で情報を入手できるよう、電話リレーサービスなどの意思疎通支援や意思決定のための支援の充実に努めます。

3 施策の体系



第 4 章
第 6 期障害者基本計画
施策の展開

基本目標 1 心のバリアをなくすために

(1) 啓発・広報活動の推進

現状と課題／施策の方向

障害のある人とない人が、障害の有無にとらわれることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりが障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁を十分に理解することが必要です。

また、地域社会における障害のある人への理解を促進するために、障害のある人と地域住民等との交流する機会等により、差別や偏見といった心の中にある障壁を取りはらう「心のバリアフリー」が求められています。

アンケート調査では、実現を急ぐべきだと思う福祉施策として、「障害に関する知識を普及させること」が、身体障害者では17.46%であるのに対して、知的障害者では22.81%、精神障害者では34.26%、障害のある児童では42.22%と、障害種別等により異なる傾向がみられます。

障害のある人とない人を隔てる心のバリアをなくし、互いに理解し合いながら地域でともに暮らしていけるよう、障害についての正しい理解を深めるための普及・啓発活動に取り組みます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の社会参加を妨げる差別や偏見をなくし、すべての市民が互いに尊重し合い、ともに生活する社会を目指して、障害や障害のある人についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進します。 ● 外見ではわかりにくい精神障害、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、心臓疾患等の内部障害や難病についても、障害特性や必要な配慮等に関する知識や理解が深まるよう、普及・啓発に努めます。 ● 市の広報紙やホームページやSNSの活用、レクリエーション等の活動を行い、市民の正しい理解の普及・啓発に努めます。 	社会福祉課

施策名	施策の内容	主体
啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者への理解の促進として、市民に対して障害者週間(12月3日～12月9日)の周知を行っていきます。 ●職員等への情報提供を実施し、正しい知識の理解を深め、福祉サービスの向上を図ります。 	社会福祉課
ヘルプマーク・ヘルプカード交付	<ul style="list-style-type: none"> ●外見上ではわかりにくい精神障害、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、心臓疾患等の内部障害や難病等についても、障害特性や必要な配慮等に関する状況をカードに記載することで、相手に言語で説明することなく伝えることができるヘルプマーク・ヘルプカードの普及に努めます。 	社会福祉課
理解促進啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者週間において、公民館ホール等へのパンフレット及び啓発ポスターの掲出を行い理解促進に努めます。 	公民館

(2) 差別の解消と権利擁護の推進

現状と課題／施策の方向

障害者が権利の主体として地域で安心して暮らしていくためには、「障害者差別解消法」や「障害者虐待防止法」を踏まえ、差別の解消、虐待の防止につながるよう、必要な施策を推進していくことが重要です。

また、権利擁護の推進には、自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制の整備が求められています。

アンケート調査では、「特にない」が最も高くなっているものの、障害があることで差別や嫌な思いを経験したことがある人が少なくないことから、依然として差別事象が発生している状況がうかがえます。

差別の解消や虐待の防止などを実効性のあるものとし、すべての人が安心して暮らすことのできる社会の実現を図ります。

また、令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、前計画で示されている保健・医療・福祉及び専門職等も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）での権利擁護支援策の一層の充実が求められていることから、本市の福祉部門における計画である地域福祉計画や高齢者福祉計画など、成年後見制度の利用促進に関連する他計画との整合を図りながら、パンフレット等を活用した普及・啓発の推進、地域連携ネットワークの構築、利用希望者に対して的確に対応できる相談窓口の設置など、成年後見制度の利用促進に係る取組をさらに強化します。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
障害者虐待防止 や障害者差別解 消に向けた体制 の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者虐待は、まず虐待を防止することが重要となるため、障害者虐待に関して、市の広報紙やホームページなどを活用し、幅広く周知を行います。 ●障害者虐待に関する相談窓口を設置・周知し、速やかに対応できる体制を整備します。 ●各関係機関（警察・保健・医療・福祉関係機関等）との連携体制を強化し、障害者虐待の事実確認や一時保護など迅速かつ適正な対応を行います。 ●「障害者差別解消法」に基づいて設置した「障害者差別解消支援地域協議会」において、障害を理由とする差別に関することに対処します。 ●知的障害者や精神障害者、認知症高齢者が安心して生活を営めるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う、日常生活自立支援事業を推進します。 	社会福祉課 社会福祉協議会
成年後見制度利 用支援事業の促 進	<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度による支援を必要とする知的障害者、精神障害者、認知症高齢者が成年後見制度利用支援事業を活用するなど、制度の利用促進を図ります。 	社会福祉課 介護保険課

(3) ボランティア活動の推進

現状と課題／施策の方向

ボランティア活動は、障害のある人が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っています。障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、必要な場合は公的なサービスを利用し（公助）、障害のある人やその家族（自助）、あるいは住民同士、ボランティア団体や障害者団体などの地域の中で支えていくこと（共助）が必要であり、日常生活の中で生じる障害のある人のさまざまなニーズに対して、自助・共助・公助を柔軟に組み合わせながら、地域全体が連携して取り組むことが重要です。

ボランティア活動やNPOの育成に努め、社会福祉への理解と参加を広げていくため、地域住民がさまざまなボランティア活動等に参加できる場や仕組みを地域の中に構築していきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
地域社会で取り組むやさしい社会	<ul style="list-style-type: none"> ●市民のやさしい心を育み、家庭や地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、銚田市社会福祉協議会等と連携し、ボランティアの育成や活動支援の充実を図ります。 ●障害者団体やボランティア団体が主体的に取り組むイベントなどの活動への支援を行い、地域住民と障害者及びその家族との交流・ふれあいを促進します。 	社会福祉課 社会福祉協議会
スポーツ活動ボランティアの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●障害の有無に関わらずボランティアを募集し、障害者の社会活動への協力体制を推進します。 	社会福祉課 社会福祉協議会

基本目標 2 とともに生活できる安心な社会を実現するために

(1) 相談支援体制の充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき地域社会で生活することが求められています。そのためには、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定をできるよう、障害種別やさまざまなニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施が必要です。

アンケート調査では、実現を急ぐべきだと思ふ福祉施策として、身体障害者と精神障害者では「交通や移動手段の維持や充実」が、知的障害者と障害のある児童では「障害者のみならず、その家族や介助者への支援も充実させること」と回答した方が多くなっており、障害種別等により求める福祉施策が異なる傾向がみられます。

障害のある人やその家族が地域で安心して生活ができるように、福祉事務所や保健所のほか、相談支援事業所の拡充を図り、より身近なところで総合的な相談支援が行える体制整備に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
多様化する障害のニーズに対応した適切な支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を進めます。 ●福祉事務所での相談支援や心配ごと相談、また民生委員・児童委員を介した相談など、身近な相談窓口の充実を図るとともに、庁内間の各種窓口の相互連携や、各種機関等との連携の強化を図り、相談支援体制の充実に努めます。 ●多様な委員で構成される銚田市地域自立支援協議会の運営を通し、市内の事業者をはじめとする関係機関とのネットワークの強化に努めるとともに、市民やサービス提供事業者等に対して、市の相談支援体制の周知を図ります。 	社会福祉課

施策名	施策の内容	主体
<p>多様化する障害のニーズに対応した適切な支援体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用に関する相談やサービス等利用計画の作成を円滑に進めるため、個々の状況を把握し、障害種別に沿った対応ができるよう、ケアマネジメントの手法に基づいた相談支援の充実を図ります。 ●発達障害、高次脳機能障害、難病等、多様化する障害のニーズに対応した適切な支援体制を構築するため、県や近隣市町村を含めた各関係機関との連絡体制の整備を進めます。 	<p>社会福祉課</p>

(2) 障害福祉サービスの充実

現状と課題／施策の方向

平成30年4月に、一部改正された「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が施行され、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、また、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うために、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢の障害のある人による介護保険サービスへの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、より一層、障害のある人それぞれのニーズに合った障害福祉サービスを充実することが求められています。

アンケート調査では、福祉サービスで困っていること、心配なこととして、「制度の仕組みがわかりにくい／利用方法がわかりにくい」、「サービス利用の手続きが面倒／手続きがわかりにくい」、「どのサービス提供事業者を選んだら良いかわからない」との回答が上位に挙げられており、制度や各種サービスに対する理解や周知が進んでいない状況がみられます。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域生活を支援する各種サービスの提供基盤の整備及びサービスの質の向上を図るとともに、さまざまな媒体を活用し、各種サービスの周知に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
より身近な障害福祉サービス	<ul style="list-style-type: none"> ●関係法令の改正等に伴い、情報過疎が生まれないよう広報掲載、障害福祉社会資源マップ、パンフレット配布、ホームページ等による方法で啓発を行っていきます。 ●豊かな在宅生活が送れるように、障害者の障害の程度や生活状況に合ったサービスの提供に努めます。 ●さまざまなライフスタイルに応じたサービスの質と量を確保するため各事業所の確保、拡充に努め、サービスの推進を図ります。 ●精神障害者の相互交流と社会参加を促すため保健所等と連携し、社会復帰の支援を検討します。 ●サービス提供事業者等との連携でサービスの向上に努めます。 	社会福祉課

(3) 地域生活支援事業の充実

現状と課題／施策の方向

障害者が地域で自立した生活を継続するため、本市では、地域生活支援事業として「相談支援事業」、「成年後見制度利用支援事業」、「意思疎通支援事業」、「日常生活用具給付等事業」、「移動支援事業」、「地域活動支援センター事業」、「日中一時支援事業」、「自動車改造費用助成事業」を実施しています。また、障害者総合支援法においては、「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「成年後見制度法人後見支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」が必須事業となっています。

アンケート調査では、「日常生活用具給付等事業」を利用している人が最も多く、今後の利用希望では「移動支援事業」と回答した方が最も多くなっています。

今後も障害のある人のニーズを考慮しながら、引き続き健全な事業運営を図っていきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
地域生活支援事業の充実	<p>「成年後見制度利用支援事業」 知的障害や精神障害等によって判断能力が不十分であり、且つ一定の要件に該当する障害者に対し、成年後見制度の利用に必要な費用の助成や事務の支援をします。</p> <p>「意思疎通支援事業」 聴覚障害や言語障害等により意思疎通を図ることが難しい障害者に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。</p> <p>「日常生活用具給付等事業」 補装具の適切な支給を行うとともに、日常生活用具の適切な給付や情報提供を進め、障害者の自立や社会参加を促します。</p> <p>「手話奉仕員養成研修事業」 意思疎通支援ができる手話奉仕員を養成します。</p> <p>「移動支援事業」 屋外での移動が困難な障害者に外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。</p>	社会福祉課

施策名	施策の内容	主体
<p>地域生活支援事業の充実</p>	<p>「地域活動支援センター事業」 日中の創作活動、生産活動、社会との交流の機会の提供を通じ、障害のある人の自立と、社会参加を促します。</p> <p>「訪問入浴サービス事業」 自宅での入浴が困難な重度障害者に対し、入浴の機会を提供します。</p> <p>「日中一時支援事業」 障害者の日中における活動の場を確保し、障害者を日常的に介護している家族に一時的な休息を提供します。</p> <p>「自動車改造費用助成事業」 身体障害者が就労等に伴い、自動車の改造費用を一部助成します。</p> <p>●その他、障害者総合支援法において必須事業となっているものについては、実施に向けた検討や事業実施体制の整備を図ります。</p>	<p>社会福祉課</p>

(4) スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動の促進

現状と課題／施策の方向

社会参加の促進は、障害のある人の生きがいづくりや余暇活動の向上という観点だけでなく、潜在的な能力開発や交流機会の創出にもつながるように取り組んでいく必要があります。

生活を豊かで潤いのあるものにするためには、スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動など、障害のある人もない人も、ともに楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

そのため、スポーツ・レクリエーション・生涯学習活動など、障害のある人が参加しやすい環境づくりに取り組みます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
バリアフリー・ユニバーサルデザインに対応した施設整備	●各公共施設の一部改修	各施設管理 担当課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	●健常者と障害者がともにスポーツ・レクリエーション活動に参加できるように、関係課や社会福祉施設等と連携し、交流大会の開催など交流機会の確保を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会
視覚障害に配慮した広報	●ボランティア「銚田おんやくの会」が、広報紙の音訳を行い、音訳したデータを銚田市社会福祉協議会を通じて広報紙を見ることが難しい、音声で聞きたい障害のある人へ提供します。	社会福祉課 社会福祉協議会 政策秘書課

基本目標3 人にやさしいまちづくりを進めるために

(1) 生活環境の整備

現状と課題／施策の方向

障害のある人や高齢者をはじめとするすべての人々が尊重され、生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる、快適で暮らしやすい生活環境のまちづくりが求められています。バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は障害のある人の社会参加にもつながることから、今後も継続的に環境整備に取り組んでいく必要があります。

また、住まいは生活の基本であり、障害の特性や程度などに左右されることなく、誰もが可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるような環境が必要です。

アンケート調査では、将来の暮らしについて、全体では持ち家との回答が多いものの、知的障害者では、福祉施設（グループホームを含む）が約4割と、福祉施設への入所を希望している方も多くなっています。

障害のある人の暮らしの選択肢が広がるよう、市内のバリアフリー化を推進するとともに、暮らしの場の確保に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
人にやさしいまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●住み慣れた家で生活が継続できるよう住宅リフォーム費の助成を行います。 ●公共施設等については、障害者が安全かつ快適に利用できるよう、施設整備を推進します。 ●障害者の外出先の安全確保のために、歩道の段差解消や点字ブロックの設置、わかりやすい標識の整備等によるまちづくりを推進します。 	社会福祉課 都市計画課 道路建設課
移動手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●身体障害者自動車運転免許取得のための助成や自動車改造費の助成を実施します。 ●交通手段の確保に関する支援方策として、銚田市重度心身障害児者福祉タクシー利用料金助成事業を推進します。 	社会福祉課

施策名	施策の内容	主体
ユニバーサルデザインに対応した公共施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●各公共施設の一部改修 ●老朽化した施設の更新等に伴うユニバーサルデザインへの対応 	各施設管理 担当課
移動手段に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉タクシー等利用者への財政的支援 	社会福祉課
持続可能な公共交通体系の構築	<ul style="list-style-type: none"> ●既存公共交通と連携したデマンド型乗合タクシーの運行 	まちづくり 推進課

(2) 防災、防犯体制の整備

現状と課題／施策の方向

本市の災害対策については、避難行動要支援者名簿の作成や、介護や介助が必要な高齢者や障害のある人のための福祉避難所の指定等を行っていますが、大規模な自然災害等が相次ぎ、災害に不安を感じる人は少なくありません。

障害のある人が安全で安心な地域生活を送るためには、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策や災害時に援護が必要な方を地域の人たちで支え合う仕組みづくり、犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策を積極的に推進していく必要があります。

アンケート調査では、災害時のひとりでの避難に対して、「避難できない」との回答は障害種別でみると、身体障害者では37.70%、知的障害者では50.88%、精神障害者では15.74%、障害のある児童では71.11%となっています。また、避難方法については、「特に決めていない」が全体で53.2%と、約半数が災害時の避難方法が決まっていない状況にあることから、一人ひとりが平時から災害に対する備えをするなど意識を高めていく必要があります。

障害のある人の意見も踏まえながら、災害時の避難支援を円滑に行うための防災訓練・避難訓練の実施と避難所における合理的配慮の提供を図りながら、災害対策を強化していくとともに、障害のある人が犯罪被害に遭わないよう、警察をはじめとする関係機関と連携しながら注意喚起を行い、防犯対策に取り組みます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
災害リスクの周知、災害・防災情報の伝達手段	<ul style="list-style-type: none"> ●ハザードマップを整備し、市公式サイトで公開するほか、各機関が発信する防災情報サイト、防災アプリと連携し、「どの地域でどのような災害被害が想定されているのか」、「どのような災害の発生が予想されるときに避難が必要になるのか」について周知します。 ●避難の必要がある方に避難情報が伝わるよう、情報発信手段の多重化を図り、避難情報入手方法を周知します。 	危機管理課
避難行動要支援者名簿の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人など「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害に備えて平時から地域全体で要援護者を支援することができる取組を推進します。 	社会福祉課

施策名	施策の内容	主体
自主防災組織の育成支援、活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時に自主防災組織が障害者の避難をサポートできるよう体制強化を推進します。 	危機管理課
避難環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●避難の必要がある障害者と介護者が安心して避難できるよう、福祉避難所を確保します。 	危機管理課 社会福祉課
防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●所轄警察署や庁内関係部署と連携を図り、犯罪被害等の発生情報等を市防災行政用無線やメール配信サービスを活用し周知します。 ●地域安全運動や防犯関係団体に対する支援を行い、防犯対策を推進します。 ●防犯灯や防犯カメラにより犯罪抑止を図ります。 	危機管理課
感染症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●衛生関連物資不足に対応するため、それぞれの仕様に応じた物資の確保に努めます。 ●感染症予防行動について周知し、発症・重症化予防に取り組めます。 	健康増進課

(3) 行政サービス等における配慮の促進

現状と課題／施策の方向

平成28年4月に施行された障害者差別解消法においては、行政機関等が、その事務または事業を行うにあたり、障害者が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならないとされており、本市では、市職員の福祉意識の向上策に取り組むなど、行政サービスの向上に努めています。

しかしながら、アンケート調査では、各種手続きや相談窓口の利便性の向上など、対応に対するさまざまな要望・意見が寄せられていることから、障害の有無に関わらず、市民全体へのサービス向上につなげるため、改善に向けた取組が必要です。

また、平成25年6月には、改正公職選挙法において、成年被後見人の選挙権が回復したことにより、代理投票における補助者の要件の適正化等、選挙の公正な実施確保のための改正が行われました。

こうした方向性を踏まえ、障害者が適切な配慮を受けることができるよう、窓口等の体制づくりに努めるとともに、選挙等における情報提供の充実や投票所の段差解消等の投票環境の整備を図っていきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
行政窓口等における配慮	●平成29年1月に策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、市職員へ障害についての理解を深めるための方策を推進し、各窓口等における障害者配慮の徹底を図ります。	社会福祉課 総務課 各窓口担当課
行事・イベント等における配慮	●市主催の行事、イベント等について、障害者に配慮し、積極的に参加できる環境づくりを図ります。 ●民間主催の行事、イベント等も障害者に配慮が図られるよう啓発活動を行います。	社会福祉課
選挙執行における配慮	●期日前投票及び不在者投票や点字による投票等、法令に基づく制度の周知、選挙に関する情報提供の充実を図るとともに、代理投票における対応など選挙事務従事者への指導を行います。 ●国政選挙等で作成される音声コード等による候補者情報の提供ができるよう体制整備に努めます。 ●障害者の投票を促進するため、選挙支援カードの活用や、簡易スロープの整備等を行うとともに、投票所の見直しを行う際には、障害者への配慮を行います。	選挙管理委員会

基本目標 4 個性に応じた療育・保育・教育を進めるために

(1) 療育・保育体制の充実

現状と課題／施策の方向

障害児の支援については、平成 24 年 4 月の児童福祉法の改正により、国による障害児への福祉サービスは、身近な地域で支援を受けられるよう、どの障害にも対応できるようにするとともに、引き続き障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、質の確保を図ることになりました。また、障害児の多様化するニーズに対応するため、平成 28 年 6 月には児童福祉法が再び改正され、平成 30 年 4 月から新たなサービス（「居宅訪問型児童発達支援」）が設置されることになりました。

アンケート調査では、福祉サービスで困っていること、心配なこととして、障害のある児童は、「制度の仕組みがわかりにくい/利用方法がわかりにくい」、「どこのサービスを選んだら良いかわからない」、「利用するサービスの種類が少ない/サービスがない」が多く挙げられており、今後もサービスに対するニーズの増加・多様化が予測される中、障害のある児童のニーズに答えられていない状況がみられます。

年齢に応じた切れ目のない支援を実現するため、障害のある児童の受け入れ体制の充実に努めるとともに、障害の早期発見や家族支援など、多様なニーズに対応できるよう保健・医療、福祉、子育て、教育等の関係各課、関係機関等の連携を強化し、総合的な支援体制の構築に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
子どもに関する総合相談窓口の開設	●こども家庭センターを設置し、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象に切れ目のない相談・支援の充実を図ります。	子ども家庭課
発達障害に対する支援	●発達障害のある児童に対して保護者が発達障害の特性を理解し、必要な知識、方法を身につけることができるようペアレントトレーニング等を用いて支援を行います。	子ども家庭課

施策名	施策の内容	主体
相談・療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●育児相談や乳幼児健診等における相談体制を整え、発達課題のある児童やその保護者への助言・指導を行うとともに、必要な支援につなぎ、継続した支援が受けられるように努めます。 ●療育事業（ポータージ発達相談、さくらんぼ教室等）を通じ、発達課題がある児童とその保護者に対して適切な支援を行います。 	子ども家庭課
障害児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ●集団保育が可能な軽・中程度の障害児の受け入れ体制の整備促進に努め、受け入れ可能な体制の拡大を図ります。 	子ども家庭課
医療的ケア児に対する支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケア児がライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した適切な支援が受けられる体制を整備します。 	医療的ケア児 ワーキング チーム

(2) 教育の推進

現状と課題／施策の方向

障害の有無に関わらず児童・生徒がともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムは、障害のある児童に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人ひとりの「生きる力」を培う教育の充実を図る必要があります。

そのために、障害のある児童・生徒が、いきいきと学ぶことができるように、適切な教育支援としての「合理的配慮」を本人・保護者等と十分に話し合っていくとともに、障害のある児童・生徒に対する理解を深め、豊かな人間性を育むための交流及び共同学習を推進していくことが重要です。

さらに、教職員への研修や適切な教育相談体制の充実等、障害理解の啓発と十分な支援体制の整備を図り、連続性のある「多様な学びの場」とするために「個別の教育支援計画」をさらに充実していく必要があります。

アンケート調査では、今後の生活の希望について、障害のある児童では約4割が一般の会社や事業所などで働きたいと回答しており、自立した生活を希望している状況がうかがえます。

人々が互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障害のある児童・生徒に関わるすべての人が、その多様な特性について理解を深めるとともに、教職員への研修や適切な教育相談体制の充実等、障害理解の啓発と十分な支援体制の充実に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
教育相談の充実	●一人ひとりの能力や適性等に応じた教育ができるよう、市の教育支援委員会や就学相談活動の実施など、教育相談体制の向上を図ります。また、児童や保護者の意向を尊重し、通常学級、特別支援学級及び特別支援学校の就学選択ができるよう、安全・安心な教育活動の環境づくりと支援に努めます。	教育総務課
特別支援教育の推進	●地域の特別な配慮を必要とする児童の実態について、保育所（園）や幼稚園、健康増進課などからの情報収集や保護者のニーズの把握に努めます。	教育総務課

施策名	施策の内容	主体
児童・生徒の健全育成	●銚田市生涯学習館内において「ことばの教室」を開設し、主として就学前の子どもで、言葉の発達に障害のある者に対して、情緒や行動面等の問題を含めた改善指導を行い、問題の早期改善につなげます。	指導課
指導体制の充実	●多動性障害、自閉症、肢体不自由等により支援を必要とする児童・生徒が在籍する学校に対し、特別支援教育支援員を配置し適切な教育支援を行います。	指導課
教職員研修の充実	●特別支援教育担当者研修会などを実施し、教職員の知識と自立活動等の指導力の向上に努めるとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画の充実を図ります。	指導課

基本目標 5 自立や社会参加を進めるために

(1) 就労の支援

現状と課題／施策の方向

障害のある人の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障害の特性に応じたきめ細かな支援が重要です。

平成 28 年 4 月には、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法」が施行され、障害のある人とない人の均等な機会及び待遇の確保等が求められています。

平成 30 年 4 月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により障害のある人の法定雇用率が引き上げとなり、障害のある人の働く場が拡充されることになりました。

企業に対して障害者雇用についての情報提供や理解促進を図るなど、雇用の場の拡充に向けた取組を推進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の定着に向けて障害のある人と雇用者の相談・支援体制を構築していきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
市職員の雇用の促進	● 職員の雇用にあたっては法定雇用率を基準とし、その能力と適性をもとにした雇用と配置を行います。また、銚田市障害者活躍推進計画に基づき、職場実習の受入等、障害者の雇用促進に努めます。	総務課
就労支援事業の実施	● 就労機会の支援として、ハローワークと連携を図り、企業等の求人情報を提供し、就労相談に応じます。また、関係機関に働きかけ、適切な求人・求職者情報が提供できるよう、環境づくりに努めます。	商工観光課

(2) 経済的自立の支援

現状と課題／施策の方向

障害のある人が生活の安定を図るため収入を得ることは、障害者が自立する上で最も大切なことです。

アンケート調査では、生活費の中心となっている収入は、身体障害者では「老齢年金」が、知的障害者と障害のある児童では「両親の収入」、精神障害者では「障害年金」となっており自身の就労による収入は多くありません。

障害者の困窮を防ぎ、経済的な自立を支援するために、各種年金や手当の周知を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
各種手当の周知	<ul style="list-style-type: none"> ●各種手当（障害児福祉手当、在宅障害児福祉手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、難病患者福祉手当）受給要件に該当する方に対して書面にて通知や広報、市独自に作成した障害福祉のしおりにて周知に努めます。 ●関連する機関へ要件に該当する方へ通知、案内を依頼し関係機関との連携を図ります。 	社会福祉課
各種年金の周知	<ul style="list-style-type: none"> ●障害基礎年金等の要件に該当する可能性がある方には、関連する機関と連携して、請求手続きの案内に努めます。 	保険年金課

基本目標 6 健やかに暮らすために

(1) 障害の早期発見、早期療育の推進

現状と課題／施策の方向

障害のある児童の保護者は、将来の生活や介助者がいなくなることなど、先々における不安や心配を抱えることから、早期からきめ細かな支援が重要となります。

各種保健・福祉施策、早期療育へと適切に導くため、疾病や障害を早期発見し、きめ細かな相談指導や個々の事例に合った支援体制を整備することが求められています。

障害のある児童一人ひとりの個性を生かしながら将来の自立を見据えて、こども本人に対する支援のほか、乳幼児健診等の母子保健の充実を図るとともに、保護者に対しても、第一の療育者として精神的な支援や療育についての指導を行うなど、療育相談支援の充実を図っていきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
子どもに関する総合相談窓口の開設	●こども家庭センターを設置し、すべての妊産婦、子育て家庭、こどもを対象に切れ目のない相談・支援の充実を図ります。	子ども家庭課
発達課題のある児童の早期発見、早期療育の推進	●乳幼児健康診査や、心理師を活用した HUG くむ相談での発達課題の把握、専門医による発達相談を行い、疾病の早期発見に努めます。また、保健・福祉・教育関係機関との連携を図り、継続的な支援が受けられるように努めます。 ●療育事業（ポーターシ発達相談、さくらんぼ教室等）を通じ、発達課題がある児童とその保護者に対して適切な支援を行います。【再掲】	子ども家庭課

(2) 障害者の健康づくりの推進

現状と課題／施策の方向

各種保健事業の実施を通じて、障害の原因となる疾病等の早期発見・早期療養及び重症化予防などに努める必要があります。

また、障害のある人が安心して生活を送るためには、継続したリハビリテーションと連携した在宅医療による健康の維持が必須となります。また、障害種別や程度によっては医療依存度が高くなるため、医療費の助成等の経済的な支援も必要となります。

今後も、市民向けの各種保健事業の充実を図り、生活習慣の改善や障害の早期発見・早期対応につながるよう、健康づくり支援施策を推進していくとともに、医療費の助成や各関係機関等と連携を取りながら、保健・医療体制の充実を図っていきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
医療環境の向上	●心身の障害を除去・軽減するため医療費の自己負担額を助成します。	社会福祉課
健康維持のための環境整備	●既存の障害（一次障害）から生じる合併症や日常生活能力の低下（二次障害）を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーション、生活、労働の環境についての正しい知識の普及を図り、環境の整備に努めます。	社会福祉課
難病患者支援の充実	●医療圏を踏まえ、市民が医療を受けるための相談窓口を充実させるとともに、難病患者等を含めた支援を必要とする方が安心して生活できるよう、保健・医療・福祉の関係機関の連携を図っていきます。	社会福祉課
重度心身障害者（児）医療福祉費（マル福）の助成	●「銚田市医療福祉費支給に関する条例」に基づき、重度心身障害者等に対して、健康保険でかかった医療費の自己負担分に対して医療福祉費として助成します。	保険年金課

(3) 精神保健施策の充実

現状と課題／施策の方向

精神障害者の支援には、「適切な治療により症状の安定が可能である」という、正しい知識の理解や情報提供をすることが重要です。そのためには、広報活動による普及・啓発に加え、心の健康相談や訪問相談などを通じ、精神障害者が早期に適切な治療に結びつくための精神保健施策の充実が不可欠です。

また、施設入所者や入院中の精神障害者の地域での生活への移行を進める上で支援が求められることから、支援体制を強化する必要があります。

日常的な相談体制の充実に加え、休日や夜間など、緊急に相談・受診等を必要とする方への対応体制の確保など、精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制の整備・充実を図っていきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
広報等による普及・啓発	● 広報紙やホームページ等を通して、精神保健や心の健康の知識啓発に努め、市民への正しい理解が広まるよう努めます。	健康増進課
心の健康相談の受付	● 精神障害を抱える人とその家族を対象に、心の健康相談を実施します。	健康増進課
個別支援の充実	● 精神障害を抱える人とその家族の中でも特に困難事例とされる人を対象に、保健所等と連携し、個別支援を行います。	健康増進課
こころの医療連携会議	● 茨城県こころの医療センターの支援を受け、保健、医療、福祉の関係機関と定期的に事例検討、勉強会等を行い、精神障害者への適切な支援につなげます。	健康増進課 社会福祉課

基本目標7 情報のバリアをなくすために

(1) 情報提供の充実

現状と課題／施策の方向

本市では、市政に関する情報を障害のある人が入手しやすくなるように市ホームページを改善するなど、障害のある人の情報アクセシビリティの向上に努めています。

福祉情報の入手方法や求める内容は、障害の特性や年齢により異なることから、情報へのアクセス環境や発信する内容等について、障害のある人の視点に立って、検討していく必要があります。

広報紙やホームページなど、障害のある人が利用しやすくなるように、情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、関係機関と連携して、障害のある人の地域生活が向上するように情報内容の充実を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
情報発信の多様化	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者の社会参加に役立つ各種情報の提供に努めます。 ●障害福祉の制度内容をわかりやすく説明した「福祉のしおり」を配布して、事業、制度の周知を図ります。 ●視覚障害者が情報等の入手を容易にできるよう情報の提供方法を工夫し、必要な情報が行きわたるよう支援していきます。 ●NET119緊急通報システムを活用し、119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報ができる体制の構築を図ります。 ●銚田市地域自立支援協議会など、障害者団体やサービス事業者等との意見交換の場を通じ、サービスや制度に関する情報の提供を行うとともに、本市の障害者をめぐる状況の把握と共有化に努めます。 ●市の発行する広報紙等はUDフォントを活用するなど、さまざまな障害に配慮した情報提供に努めます。 	社会福祉課 政策秘書課

施策名	施策の内容	主体
ウェブアクセシビリティへの対応	●すべての方にとって利用しやすいホームページとなることを目指し、アクセシビリティに配慮したページ作成に努めます。	政策秘書課 各担当課
点字図書と録音図書	●100冊を超える点字及び録音の図書を所蔵しているほか、点字電話帳（茨城県版）も取り揃え、視覚に障害のある人へのサービスに努めます。	図書館

(2) コミュニケーション支援体制の充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人が円滑に情報を取得及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、コミュニケーション支援の充実を推進することが求められています。

意思疎通の支援は生活のあらゆる場面において欠かせないものであり、意思疎通を支援する手段は多種多様にわたることを踏まえ、障害のある人とない人とのコミュニケーションが広がるよう検討していくとともに、障害の特性に合わせた多様な意思疎通支援を推進していきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	主体
意思疎通支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●個人や団体からの要請に応じて、手話通訳者や要約筆記者等を派遣し、コミュニケーション補完の支援に努めます。 ●手話奉仕員養成研修事業により、聴覚障害者等との交流活動の促進や、市の広報活動などの支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を図ります。 ●視覚障害や聴覚障害等により、情報の取得が困難な人が、日常生活の中での的確に情報提供を受けられるよう電話リレーサービス等の支援体制の充実を図ります。 	社会福祉課

第 5 章

第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画 サービス見込量と確保の方策

1 令和8年度に向けた目標の設定

(1) 施設入所から地域生活への移行

国の基本指針によれば、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和8年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

①入所施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和4年度末入所者数（A）	78人	実績
【目標値】地域生活移行者数（B）	5人	
移行率 $(B/A) \times 100$	6%	

②入所施設の入所者数

<国の基本指針>

令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上の削減を目指す。

区 分	数 値	備 考
令和4年度末入所者数（A）	78人	実績
【目標値】削減見込（B）	4人	
削減率 $(B/A) \times 100$	5%	

【地域生活への移行に向けた取組】

施設入所者の地域生活移行を進めるために、グループホームや一般住宅等の居住の場を確保するとともに、相談支援事業等を利用しながら、地域生活へスムーズに移行できるような支援体制を整備します。また、地域生活へ移行した後も希望や特性に合った日中活動ができるように、障害福祉サービスの充実や地域にある資源の活用を図ります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、ともに暮らせる社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

<国の基本指針>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	備 考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	65人	65人	65人	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人	
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人	
精神障害者の共同生活援助の利用者数	45人	45人	45人	
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人	
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人	

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、市町村または各都道府県が定める障害福祉圏域（以下「圏域」という。）において、少なくとも一つは整備を進めることが国の指針により求められています。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。

本市では、地域生活支援拠点等の利用体制は整備済みであることから、引き続き、地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目指します。

<国の基本指針>

令和8年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目指す。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しました。

今後も、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実することにより、就労移行支援事業等を推進し、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行を促進します。また、一般就労へ移行した後の支援として、就労定着支援事業の利用促進を図り、安定した就労を推進します。

①福祉施設から一般就労への移行

<国の基本指針>

令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者が、令和3年度実績の1.28倍になることを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者 (A)	4人	実績
令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者 (B)	6人	見込
【目標値】 令和8年度中/令和3年度中 (B/A) ×100	—	

②就労移行支援事業の一般就労への移行

<国の基本指針>
 令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の1.31倍になることを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に一般就労へ移行した者（A）	3人	実績
令和8年度中に一般就労へ移行した者（B）	4人	見込
【目標値】 令和8年度中／令和3年度中（B／A）×100	131%	

③就労継続支援A型の一般就労への移行

<国の基本指針>
 令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の概ね1.29倍になることを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に一般就労へ移行した者（A）	0人	実績
令和8年度中に一般就労へ移行した者（B）	1人	見込
【目標値】 令和8年度中／令和3年度中（B／A）×100	129%	

④就労継続支援B型の一般就労への移行

<国の基本指針>
 令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の概ね1.28倍になることを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に一般就労へ移行した者（A）	1人	実績
令和8年度中に一般就労へ移行した者（B）	2人	見込
【目標値】 令和8年度中／令和3年度中（B／A）×100	128%	

⑤就労移行支援事業の一般就労へ移行

＜国の基本指針＞

令和8年度において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上となる事業所が全体の5割になることを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和8年度中の一般就労への移行が8割以上の事業所（A）	1 箇所	見込
令和8年度の就労定着支援事業所の総数（B）	2 箇所	見込
【目標値】 (A/B) × 100	50%	

⑥就労定着支援事業の利用者数

＜国の基本指針＞

令和8年度において就労定着支援事業を利用する者が、令和3年度実績の概ね1.41倍以上になることを目指す。

区 分	数 値	備 考
令和8年度中に就労定着支援事業を利用した者（A）	3 人	見込
令和3年度中に就労定着支援事業を利用した者（B）	2 人	実績
【目標値】 令和8年度中 / 令和3年度中 (A/B) × 100	141%	

⑦就労定着支援事業の就労定着率

＜国の基本指針＞

令和8年度において就労定着支援による支援開始から1年後の職場に定着させる割合が7割以上となる事業所を全体の2割5分以上とすることを旨とする。

区 分	数 値	備 考
令和8年度中の就労定着率が8割以上の事業所（A）	0 箇所	見込
令和8年度の就労定着支援事業所の総数（B）	1 箇所	見込
【目標値】 (A/B) × 100	25%	

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

国の基本指針に基づき、数値目標を次のように設定し、障害児支援の提供体制を確保するための取組を推進します。

① 児童発達支援センターの設置

＜国の基本指針＞

令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを目指す。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
児童発達支援センターの設置	検討	検討	設置	

② 保育所等訪問支援の充実

＜国の基本指針＞

令和8年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を維持することを目指す。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
保育所等訪問支援の利用体制の構築	整備済み	整備済み	整備済み	

③ 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

＜国の基本指針＞

令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村または各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを目指す。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
児童発達支援事業所	整備済み	整備済み	整備済み	
放課後等デイサービス事業所	整備済み	整備済み	整備済み	

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

＜国の基本指針＞

令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指す。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	備 考
協議の場の設置	設置済み	設置済み	設置済み	
コーディネーターの配置	配置	配置	配置	

(6) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害等及びその家族等に対する支援体制を確保することが重要となります。

国の基本指針に基づき、発達障害者等に対する支援を推進します。

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

<国の基本指針>

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数を見込むこと。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	備 考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	10人	10人	10人	

②ペアレントメンターの人数

<国の基本指針>

ペアレントメンターの人数を見込むこと。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	備 考
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人	

③ピアサポートの活動への参加人数

<国の基本指針>

ピアサポートの活動への参加人数を見込むこと。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	備 考
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人	

(7) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

国の基本指針に基づき、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を構築します。

＜国の基本指針＞

令和8年度末までに、市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を目指す。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
基幹相談支援センターの設置	未設置	未設置	設置	
専門的な相談支援及び相談機関との連携強化の取組の実施	検討	検討	実施	
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	実施	実施	実施	
相談支援事業者の人材育成の支援	実施	実施	実施	
個別事例の検討を通じた協議会の体制	実施	実施	実施	

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組の実施体制を構築します。

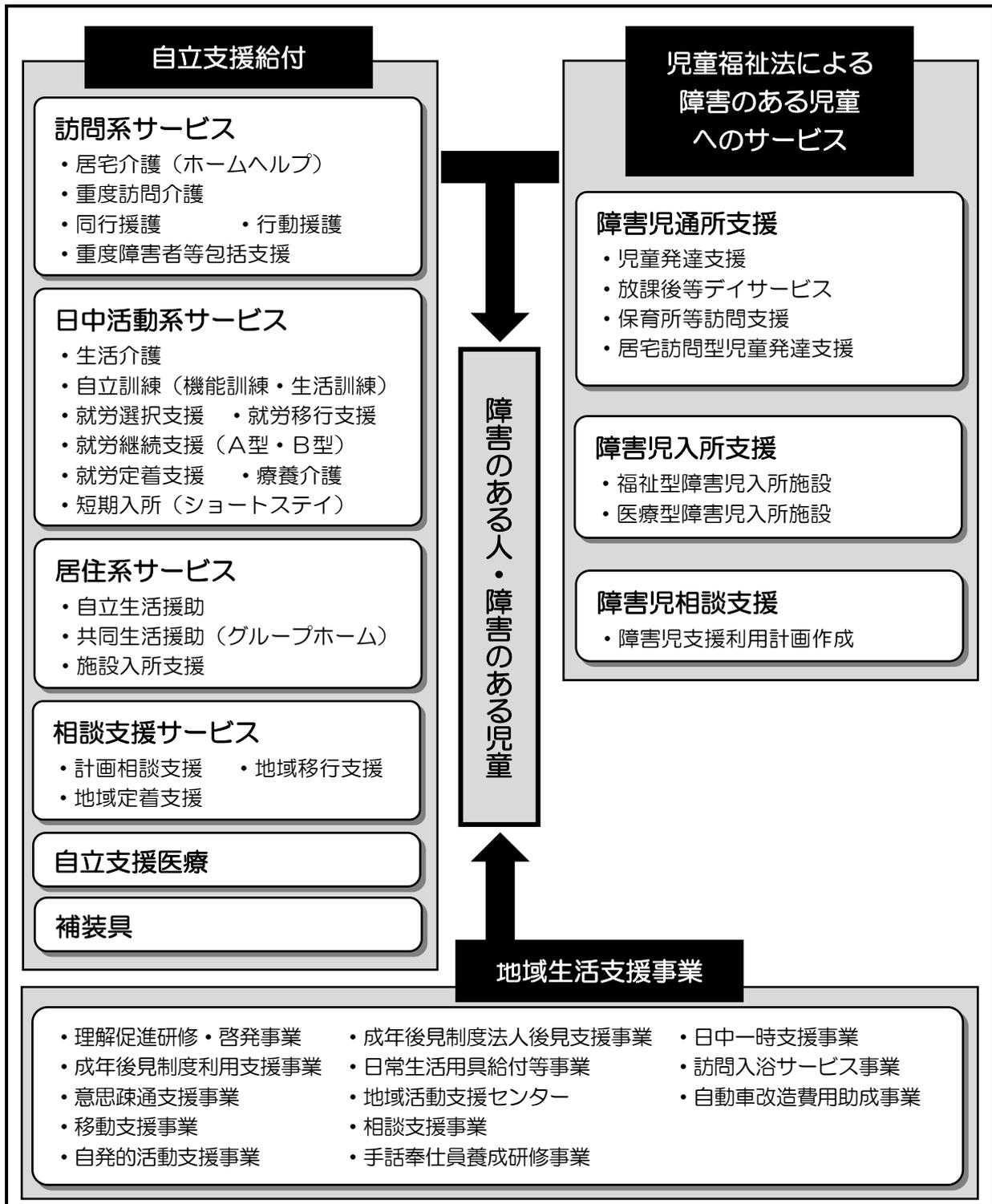
<国の基本指針>

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目指す。

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備 考
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加	実施／参加	実施／参加	実施／参加	
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施	有／実施	有／実施	有／実施	
都道府県が実施する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有	有／共有	有／共有	有／共有	

2 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法においては、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」が定められており、さらに、市が実情に応じて実施する「地域生活支援事業」があります。加えて、児童福祉法に基づく障害児支援サービスについても、各関係機関と連携し、体制整備の推進を図ることとされています。



3 訪問系サービスの見込量と確保の方策

訪問系サービスの見込量

利用実績をみると、計画値よりも利用量及び利用人数は少ないものの、令和3年以降の利用量は増加傾向となっていることから、過去の実績等に基づき、見込量を設定します。

(1) 居宅介護（ホームヘルプサービス）

「居宅介護」（ホームヘルプサービス）は、障害支援区分が区分1以上（児童にあってはこれに相当する状態）の人が対象となり、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通院時における介助等、生活全般にわたる援助を行うものです。

(2) 重度訪問介護

「重度訪問介護」は、重度の肢体不自由の人や重度の知的、精神障害のために行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行うものです。

(3) 同行援護

「同行援護」は、視覚障害により移動に著しい困難を有する人に、外出先における移動中に必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行うものです。

(4) 行動援護

「行動援護」は、知的障害や精神障害のために行動上著しい困難を有した常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行うものです。

(5) 重度障害者等包括支援

「重度障害者等包括支援」は、常時介護を要する障害支援区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供するものです。

<訪問系サービスの見込量>

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	見 込 量	利用量	790	820	850	411	493	591
		利用者数	37	39	41	33	34	35
	実 績 値	利用量	235	292	344			
		利用者数	31	30	32			
	達 成 率	利用量	29.7%	35.6%	40.5%			
		利用者数	83.8%	76.9%	78.0%			

訪問系サービスの確保の内容

サービス量については、今後、社会参加、地域移行の観点から一定の増加が見込まれることから、提供事業所が必要なサービス量を確保できるよう連絡・連携体制を強化し、状況によっては定期的な協議の場も検討します。

また、さまざまな障害の特性に配慮したサービスの提供が行われるよう、事業所と連携しながら、サービス提供者の資質の向上にも取り組みます。

4 日中活動系サービスの見込量と確保の方策

日中活動系サービスの見込量

(1) 生活介護

「生活介護」は、常に介護が必要な人に、主に日中において、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的な活動、生産活動等の機会を提供するものであり、障害支援区分が区分3以上(50歳以上の場合は区分2以上)の人が対象となります。

(障害者支援施設に入所する場合は区分4以上、50歳以上の場合は区分3以上の人が対象)

生活介護の利用状況をみると、令和3年度以降、実績利用量・実績利用者数ともに概ね横ばいとなっていますが、新規利用者が見込まれること等を考慮して、見込量を設定します。

<生活介護の見込量>

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	見込量	利用量	2,772	2,814	2,856	2,802	2,852	2,903
		利用者数	132	134	136	139	142	145
	実績値	利用量	2,657	2,701	2,752			
		利用者数	133	129	132			
	達成率	利用量	95.9%	96.0%	96.4%			
		利用者数	100.8%	96.3%	97.1%			

(2) 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」は、地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・回復等の支援を行うものです。今後の社会情勢を考慮し、見込量を設定します。

<自立訓練（機能訓練）の見込量>

（単位：人日/月、人/月）

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
自立訓練 (機能訓練)	見 込 量	利用量	90	90	90	80	88	96
		利用者数	6	6	6	10	11	12
	実 績 値	利用量	26	37	64			
		利用者数	5	5	8			
	達 成 率	利用量	28.9%	41.1%	71.1%			
		利用者数	83.3%	83.3%	133.3%			

(3) 自立訓練（生活訓練）

「自立訓練（生活訓練）」は、知的障害者や精神障害者に、自立した日常生活を営むために必要な、入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うものです。日中に訓練を受けるものと、居住の場における生活能力等の訓練を行う「宿泊型自立訓練」があります。

自立訓練（生活訓練）の利用状況をみると、年により変動がありますが、一定の人数が見込まれることを考慮して、見込量を設定します。

<自立訓練（生活訓練）の見込量>

（単位：人日/月、人/月）

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	見込量	利用量	66	66	66	10	20	20
		利用者数	3	3	3	1	2	2
	実績値	利用量	39	0	0			
		利用者数	2	0	0			
	達成率	利用量	59.1%	0.0%	0.0%			
		利用者数	66.7%	0.0%	0.0%			

(4) 就労選択支援【新規】

「就労選択支援」は、ハローワーク等の雇用支援機関、計画相談支援事業所、教育や医療などの関係機関等との意見交換等を行うことにより、障害者本人が一般就労や就労系障害福祉サービス事業所などを自ら選択することや、就労開始後の配慮事項の整理等を通じて本人の能力や適性、地域社会や地域の事業所の状況に合った選択ができることを目指して、必要な支援を行います。

施行期日は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の公布の日（令和6年（2024年）4月1日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日となります。

<就労選択支援の見込量>

（単位：人日/月、人/月）

区 分			第7期見込量		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	見込量	利用量	50	50	50
		利用者数	5	5	5

(5) 就労移行支援

「就労移行支援」は、就労を希望する65歳未満の障害者を対象に、定められた期間において、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うものです。

就労移行支援の利用状況をみると、令和3年度から令和4年度では、実績利用量・実績利用者数ともに減少傾向で推移しています。令和4年度の利用実績を踏まえて、令和6年度以降の見込量を設定します。

<就労移行支援の見込量>

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	見込量	利用量	418	418	418	442	459	476
		利用者数	22	22	22	26	27	28
	実績値	利用量	453	393	436			
		利用者数	35	23	25			
	達成率	利用量	108.4%	94.0%	104.3%			
		利用者数	159.1%	104.5%	113.6%			

(6) 就労継続支援（A型）

「就労継続支援（A型）」は、企業等に就労することが困難な障害者で継続して就労することが可能な人に、原則雇用契約に基づいた工賃を得ながら、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うものです。

就労継続支援（A型）の利用状況をみると、実績利用量・実績利用者数ともに見込量を上回っていますが、令和3年度以降は現状傾向であるため、令和5年度の実績を踏まえて、令和6年度以降の見込量を設定します。

<就労継続支援（A型）の見込量>

（単位：人日/月、人/月）

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
就労継続支援 (A型)	見 込 量	利用量	190	209	209	260	280	280
		利用者数	10	11	11	13	14	14
	実 績 値	利用量	339	256	248			
		利用者数	20	14	13			
	達 成 率	利用量	178.4%	122.5%	118.7%			
		利用者数	200.0%	127.3%	118.2%			

(7) 就労継続支援（B型）

「就労継続支援（B型）」は、年齢、心身の状態等の理由で、企業等に雇用されることが困難な障害者に対して、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

就労継続支援（B型）の利用状況をみると、実績利用量・実績利用者数ともに見込量を上回っています。利用者の増加する割合やサービス提供事業所の意向を考慮して、見込量を設定します。

<就労継続支援（B型）の見込量>

（単位：人日/月、人/月）

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	見 込 量	利用量	2,270	2,360	2,450	2,831	2,869	2,907
		利用者数	126	131	136	149	151	153
	実 績 値	利用量	2,390	2,581	2,777			
		利用者数	143	139	147			
	達 成 率	利用量	105.3%	109.4%	133.3%			
		利用者数	113.5%	106.1%	108.1%			

(8) 就労定着支援

「就労定着支援」は、一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障害者を対象に、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うものです。平成30年度から新設されたサービスです。

令和6年度以降の利用者数については、市の状況を考慮し、以下のように見込量を設定します。

<就労定着支援の見込量>

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
就労定着支援	見 込 量	利用者数	1	1	1	2	2	2
	実 績 値	利用者数	2	2	2			
	達 成 率	利用者数	200.0%	200.0%	200.0%			

(9) 療養介護

「療養介護」は、医療を要する障害者で常時介護を要し、主として昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うものであり、筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う障害支援区分が区分6の人、筋ジストロフィー患者または重症心身障害者で障害支援区分が区分5以上の人が対象となります。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

<療養介護の見込量>

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
療養介護	見 込 量	利用量	180	180	180	182	182	182
		利用者数	6	6	6	6	6	6
	実 績 値	利用量	182	181	182			
		利用者数	6	6	6			
	達 成 率	利用量	101.1%	100.6%	101.1%			
		利用者数	100.0%	100.0%	100.0%			

(10) 短期入所（ショートステイ）

「短期入所（ショートステイ）」は、居宅において、その介護を行う人の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者に、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うものです。

平成 30 年 4 月より、短期入所に係る年間利用日数については、1 年の半分（180 日）を目安とし、原則として連続利用は 30 日までとすることが計画相談支援の指定基準に位置付けられています。

短期入所（ショートステイ）の利用状況をみると、実績利用量・実績利用者数ともに見込量を上回っています。利用状況に加え、サービス提供事業所の意向を考慮し、見込量を設定します。

なお、見込量は、福祉型と医療型に分けて見込んでいます。

<短期入所（ショートステイ）の見込量>

（単位：人日/月、人/月）

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所 【福祉型】	見 込 量	利用量	88	96	104	198	207	216
		利用者数	11	12	13	22	23	24
	実 績 値	利用量	117	137	183			
		利用者数	21	16	21			
	達 成 率	利用量	133.0%	142.7%	176.0%			
		利用者数	190.9%	133.3%	161.5%			
短期入所 【医療型】	見 込 量	利用量	0	0	15	0	0	15
		利用者数	0	0	1	0	0	1
	実 績 値	利用量	1	1	0			
		利用者数	1	1	0			
	達 成 率	利用量	—	—	0.0%			
		利用者数	—	—	0.0%			

日中活動系サービスの確保の内容

日中活動系サービスの利用を希望する障害者に対し、適切にサービスを提供していくためには、利用者ニーズを的確に把握した上で、今後見込まれる特別支援学校の卒業者や地域生活へ移行する精神障害者等の新規増を勘案し、各事業所とのさらなる連携体制の充実を図っていくことが重要です。

また、利用者が必要とするサービスを適正な量で提供できるよう、近隣市町村とも協力し合いながら、市の枠を超えて利用しやすい環境づくりに取り組みます。

5 居住系サービスの見込量と確保の方策

居住系サービスの見込量

(1) 自立生活援助

「自立生活援助」は、一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行います。平成30年度から新設されたサービスです。

令和6年度以降の利用者数については、市の現状を推察したところ見込まれませんでした。

<自立生活援助の見込量>

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自立生活援助	見込量	利用者数	0	0	1	0	0	1
	実績値	利用者数	0	0	0			
	達成率	利用者数	—	—	0.0%			

(2) 共同生活援助（グループホーム）

「共同生活援助（グループホーム）」は、障害のある人に、共同生活を営むべき住居において、主に夜間、相談その他の日常生活上の援助を行うものです。

今後の施設入所者からの移行や新規利用のニーズ、事業所の意向を考慮して、見込量を設定します。

<共同生活援助（グループホーム）の見込量>

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	見込量	利用者数	67	69	71	90	92	95
	実績値	利用者数	77	76	87			
	達成率	利用者数	114.9%	110.1%	122.5%			

(3) 施設入所支援

「施設入所支援」は、施設に入所する必要がある障害者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他日常生活上の支援を行うものです。

国の指針で示された数値目標を勘案し、見込量を設定します。

<施設入所支援の見込量>

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	見込量	利用者数	82	82	82	78	78	78
	実績値	利用者数	82	78	78			
	達成率	利用者数	100.0%	95.1%	95.1%			

居住系サービスの確保の内容

地域での生活を望む障害者に対して、グループホームは重要な社会資源のひとつです。地域住民との交流を図りながら、適切な日常生活上の援護や自立生活への助長が図れるよう支援するとともに、適切な施設入所支援が行われるよう配慮します。

6 相談支援サービスの見込量と確保の方策

相談支援事業の見込量

(1) 計画相談支援

「計画相談支援」は、利用する障害福祉サービス等の内容を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行うもので、サービスを利用するすべての障害者が対象となります。また、サービスの内容が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

(2) 地域移行支援

「地域移行支援」は、施設・精神科病院に入所・入院している障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

(3) 地域定着支援

「地域定着支援」は、居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行うものです。

＜相談支援サービスの見込量＞

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
計画相談支援	見込量	利用者数	370	375	380	385	390	395
	実績値	利用者数	343	366	380			
	達成率	利用者数	92.7%	97.6%	100.0%			
地域移行支援	見込量	利用者数	0	0	0	1	1	1
	実績値	利用者数	0	1	1			
	達成率	利用者数	—	—	—			
地域定着支援	見込量	利用者数	0	0	0	1	1	1
	実績値	利用者数	0	0	0			
	達成率	利用者数	—	—	—			

相談支援事業の確保の内容

相談支援事業の内容の周知を図り、気軽に相談できるような環境を作ることや、利用者個々の状況に応じた適切なケアマネジメントの実施やモニタリングができるよう、相談支援専門員の養成や体制の充実に努めます。なお、詳細については、銚田市地域自立支援協議会で検討していきます。

7 障害児支援サービス等の見込量と確保の方策

障害児通所支援の見込量

(1) 児童発達支援

「児童発達支援」は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。

児童発達支援の利用状況を見ると、実績利用量・実績利用者数ともに見込量を上回っています。令和5年度の実績を踏まえて、令和6年度以降の見込量を設定します。

<児童発達支援の見込量>

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第2期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第3期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
児童発達支援	見込量	利用量	200	210	210	530	550	570
		利用者数	20	21	21	53	55	57
	実績値	利用量	354	425	503			
		利用者数	48	47	51			
	達成率	利用量	177.0%	202.4%	239.5%			
		利用者数	240.0%	223.8%	242.9%			

(2) 放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」は、授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。

放課後等デイサービスの利用状況をみると、実績利用量・実績利用者数ともに見込量を上回っています。令和5年度の実績を踏まえて、令和6年度以降の見込量を設定します。

<放課後等デイサービスの見込量>

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第2期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第3期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
放課後等デイ サービス	見 込 量	利用量	560	590	630	1,134	1,176	1,218
		利用者数	45	48	51	81	84	87
	実 績 値	利用量	769	874	1,100			
		利用者数	65	62	78			
	達 成 率	利用量	137.3%	148.1%	174.8%			
		利用者数	144.4%	129.2%	152.9%			

(3) 保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」は、保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの子供との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

<保育所等訪問支援の見込量>

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第2期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第3期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保育所等訪問支援	見込量	利用量	1	1	2	6	8	8
		利用者数	2	2	3	3	4	4
	実績値	利用量	1.3	1	1			
		利用者数	4	1	1			
	達成率	利用量	130.0%	100.0%	50.0%			
		利用者数	200.0%	50.0%	33.3%			

(4) 居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」は、自宅に訪問して、重度の障害のある児童に、日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うものです。平成30年度から新設されたサービスです。

利用者については、以下のように見込量を設定します。

<居宅訪問型児童発達支援の見込量>

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第2期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第3期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	見込量	利用量	0	0	2	2	2	2
		利用者数	0	0	1	1	1	1
	実績値	利用量	0.2	0.5	2			
		利用者数	1	1	1			
	達成率	利用量	-	-	100.0%			
		利用者数	-	-	100.0%			

障害児相談支援の見込量

(1) 障害児相談支援

「障害児相談支援」は、障害児通所支援を利用するすべての児童に障害児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）や事業者等との連絡調整などを行うものです。

利用状況が増加傾向にあることから、以下のように見込量を設定します。

<障害児相談支援の見込量>

(単位：人/年)

区 分			第2期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第3期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	見込量	利用者数	78	80	82	120	125	130
	実績値	利用者数	99	108	115			
	達成率	利用者数	126.9%	135.0%	140.2%			

その他の障害児支援の見込量

(1) 医療的ケア児に対する支援

医療的ケアが必要な児童に対し、必要な支援が受けられるように調整等を行うコーディネーターを配置します。

コーディネーターの配置人数については、以下のように見込量を設定します。

<医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの見込量>

(単位：人/年)

区 分			第2期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第3期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター	見 込 量	配置人数	1	2	2	2	2	2
	実 績 値	配置人数	2	2	2			
	達 成 率	配置人数	200.0%	100.0%	100.0%			

(2) 子ども・子育て支援等における障害児の受け入れ

障害の有無に関わらず児童がともに成長できるよう、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各施設等での受け入れを行います。

<子ども・子育て支援等における障害児の受け入れの見込量>

(単位：人/年)

区 分			第2期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第3期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所(園)	見込量	受入人数	2	2	2	2	2	2
	実績値	受入人数	5	2	2			
	達成率	受入人数	250.0%	100.0%	100.0%			
幼稚園	見込量	受入人数	2	2	2	2	2	2
	実績値	受入人数	3	7	2			
	達成率	受入人数	150.0%	350.0%	100.0%			
放課後児童健全育成事業	見込量	受入人数	4	4	4	3	3	3
	実績値	受入人数	1	3	3			
	達成率	受入人数	25.0%	75.0%	75.0%			

障害児通所支援の確保の内容

障害児が必要な支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関と連携し、サービスの充実に努めるとともに、障害児相談支援事業者と連携して事業を実施していきます。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、他の自治体や関係機関と連携し、検討を行います。

子ども・子育て支援等における障害児の受け入れについては、各施設等と連携し、着実な受け入れに努めます。

8 地域生活支援事業の見込量と確保の方策

地域生活支援事業の見込量については、各利用実績に基づき、見込量を設定します。

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障害のある人への理解を深めるための研修や啓発（イベントや教室の開催、パンフレットの配布等）を行います。

<理解促進研修・啓発事業の見込量>

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・ 啓発事業の見込量	見込量	検討	検討	実施予定	検討	検討	実施予定
	実績値	未実施	未実施	未実施			

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（家族会、ボランティア活動等）に対して支援を行います。

<自発的活動支援事業の見込量>

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支 援事業	見込量	検討	検討	実施予定	検討	検討	実施予定
	実績値	未実施	未実施	未実施			

(3) 相談支援事業

相談支援事業は、障害者及び家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行うものです。

また、広域的な課題に対応するため、県及び近隣自治体と連携し、障害者及び家族からの相談への対応や、積極的な周知による事業の有効な活用に努めます。

<相談支援事業の見込量>

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	見込量	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的または精神に障害のある人に対して、成年後見制度の利用を支援し、これらの方々の権利擁護を図ります。

<成年後見制度利用支援事業の見込量>

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	見込量	5	5	5	5	5	5
	実績値	5	5	5			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の支援対策を検討します。

<成年後見制度法人後見支援事業の見込量>

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	見込量	検討	検討	実施予定	検討	検討	実施予定
	実績値	未実施	未実施	未実施			

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者の派遣等を行います。

<意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）の見込量>

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援 事業（手話通訳 者・要約筆記者 派遣事業）	見込量	40	40	40	20	20	20
	実績値	12	13	15			
	達成率	30.0%	32.5%	37.5%			

<意思疎通支援事業（手話通訳者設置事業）の見込量>

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援 事業（手話通訳 者設置事業）	見込量	検討	検討	実施予定	検討	検討	実施予定
	実績値	未実施	未実施	未実施			

(7) 日常生活用具給付等事業

特に「排泄管理支援用具」の利用実績が多く、引き続き一定の利用量が見込まれます。在宅の障害者の日常生活の便宜を図るため、今後も制度の周知を図りながら一層の利用促進に努めます。

<日常生活用具給付等事業の見込量>

(単位：件/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	見込量	3	3	3	3	3	3
	自立生活支援用具		5	5	5	5	5	5
	在宅療養等支援用具		6	6	6	6	6	6
	情報・意思疎通支援用具		5	5	10	6	6	6
	排泄管理支援用具		1,100	1,120	1,150	1,190	1,200	1,210
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1	1	1	1	1	1
	計		1,120	1,140	1,175	1,211	1,221	1,231
	介護・訓練支援用具	実績値	0	2	2			
	自立生活支援用具		5	1	1			
	在宅療養等支援用具		5	4	4			
	情報・意思疎通支援用具		6	6	6			
	排泄管理支援用具		1,190	1,154	1,180			
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1	1	1			
	計		1,207	1,168	1,194			
	介護・訓練支援用具	達成率	0.0%	66.7%	66.7%			
	自立生活支援用具		100.0%	20.0%	20.0%			
	在宅療養等支援用具		83.3%	66.7%	66.7%			
	情報・意思疎通支援用具		120.0%	120.0%	60.0%			
	排泄管理支援用具		108.2%	103.0%	102.6%			
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		100.0%	100.0%	100.0%			
	計		107.8%	102.5%	101.6%			

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者等との交流活動の促進等のための支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

<手話奉仕員養成研修事業の見込量>

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成 研修事業	見込量	2	2	2	3	3	3
	実績値	1	2	2			
	達成率	50.0%	100.0%	100.0%			

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体障害、知的障害、精神障害のある人や障害のある児童を対象に、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

障害者が積極的に社会に参画できる手段として、利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施すること等を含めて、引き続き移動支援の充実に努めます。

<移動支援事業の見込量>

(単位：人/年、時間/年)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	見 込 量	利用者数	16	16	17	6	6	6
		利用時間	630	630	660	480	480	480
	実 績 値	利用者数	11	11	6			
		利用時間	347	442	480			
	達 成 率	利用者数	68.8%	68.8%	35.3%			
		利用時間	55.1%	70.2%	72.7%			

(10) 地域活動支援センター

「地域活動支援センター」は、障害者を対象に、創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などに関する事業を、地域の実情に応じて柔軟に実施するものです。社会参加の場として認知が進んだことを背景に、利用実績は安定しています。

<地域活動支援センターの見込量>

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
地域活動支援 センター	見 込 量	利用者数	26	26	27	38	39	40
		か所数	2	2	1	2	2	2
	実 績 値	利用者数	37	38	38			
		か所数	2	2	2			
	達 成 率	利用者数	142.3%	146.2%	140.7%			
		か所数	100.0%	100.0%	200.0%			

(11) その他の事業

その他の事業として、「日中一時支援事業」「自動車改造費用助成事業」を実施し、以下のとおり見込量を定めます。

<その他の事業の見込量>

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	見込量	33	33	34	50	50	50
	実績値	38	47	49			
	達成率	115.2%	142.4%	144.1%			
訪問入浴サービス事業	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%			
自動車改造費用助成事業	見込量	1	1	1	2	2	2
	実績値	0	0	4			
	達成率	0.0%	0.0%	400.0%			

第 6 章

計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 市民参画による施策の推進

地域における福祉を充実させるため、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア、当事者団体、障害者支援団体、社会福祉協議会等の関係者及び関係機関と連携に努め、当事者のニーズを反映した施策の推進にあたります。

(2) 関係機関における連携

障害者に関する各種施策の展開については、福祉・保健・医療・教育をはじめ、庁内の関係各課との連携を図りつつ、より効果的・効率的なサービスの提供に努めます。

また、広域的に対応すべき施策については、国・県及び他市との密接な連携を図りながら、施策を推進します。

(3) 計画の推進のための協議会の活用

本計画の施策やサービスの実効性を高め円滑な推進を図るために、「鉾田市地域自立支援協議会」を活用し、計画の進捗状況等の評価及び課題事項の検討等を行います。

(4) 財源の確保と適正な受益者負担

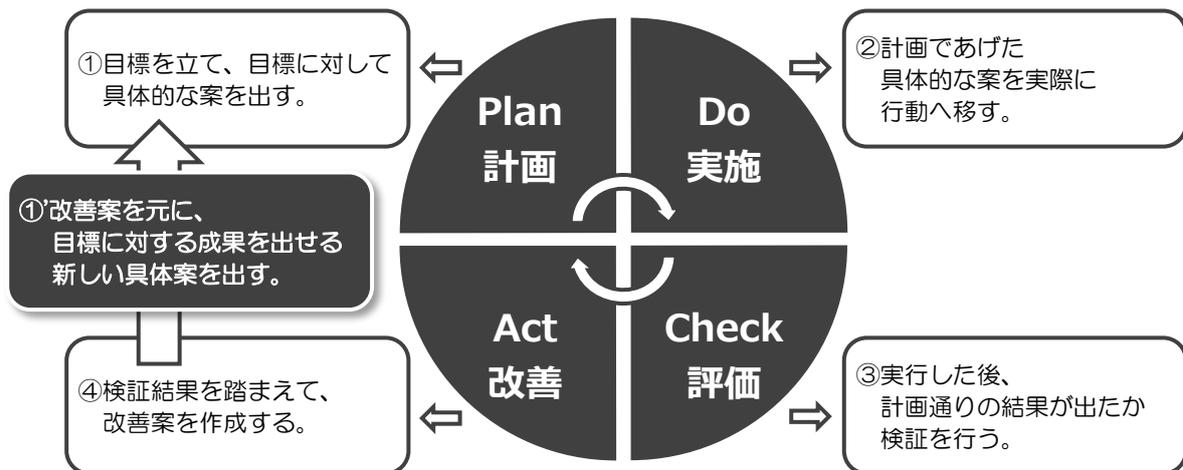
現状のサービス内容の見直しを常に行って、適正な受益者負担に配慮するとともに、限りある人員と財源を適切に配分し、優先順位や事業効果、必要性について十分に検討のうえ実施します。

2 計画の進捗管理体制

銚田市地域自立支援協議会において「PDCAサイクル」に基づいた計画の進捗管理を図るため、成果目標・活動指標等に関する実績を把握し、分析・評価を行います。

計画の進捗や効果の評価結果、今後の社会情勢の変化や新たな国・県の施策、近隣市や市内の動向などに柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。

＜PDCAサイクルのイメージ＞



＜成果目標と活動指標＞

成果目標	活動指標
<p>①施設入所から地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活移行者の増加 ・施設入所者の削減 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護の利用者数、利用時間 ・重度訪問介護の利用者数、利用時間 ・同行援護の利用者数、利用時間 ・行動援護の利用者数、利用時間 ・重度障害者等包括支援の利用者数、利用時間 ・生活介護の利用者数、利用日数 ・居宅介護の利用者数、利用時間 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ・就労選択支援の利用者数、利用日数 ・就労移行支援の利用者数、利用日数 ・就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ・短期入所の利用者数、利用日数 ・自立生活援助の利用者数 ・共同生活援助の利用者数 ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数 ・施設入所支援の利用者数

成果目標	活動指標
<p><u>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域における精神保健医療福祉体制の基盤整備 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上 精神病床における1年以上の入院患者数 精神病床における早期退院率、3か月後68.9%以上、6カ月後84.5%以上、1年後91.0%以上 	<ul style="list-style-type: none"> 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数 精神障害者の地域移行支援の利用者数 精神障害者の地域定着支援の利用者数 精神障害者の共同生活援助の利用者数 精神障害者の自立生活援助の利用者数 精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数
<p><u>③地域生活支援拠点等有する機能の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等の整備 機能の充実のため、年1回以上の運用状況の検証及び検討 強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める 	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数 地域生活支援拠点等における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数
<p><u>④福祉施設から一般就労への移行</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 就労移行支援事業の一般就労への移行者の増加 就労継続支援A型の一般就労への移行者の増加 就労継続支援B型の一般就労への移行者の増加 就労移行支援事業の利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の増加 就労定着支援事業の利用者の増加 就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所の増加 	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援の利用者数、利用日数 就労移行支援事業から一般就労への移行者数 就労継続支援A型から一般就労への移行者数 就労継続支援B型から一般就労への移行者数 就労移行支援の一般就労移行5割以上の事業所数 就労定着支援の利用者数 就労定着率8割以上の事業所数
<p><u>⑤障害児支援の提供体制の整備等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援センターの設置 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築 保育所等訪問支援の利用体制の構築 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援の利用者数、利用日数 放課後等デイサービスの利用者数、利用日数 保育所等訪問支援の利用者数、利用日数 居宅訪問型児童発達支援の利用者数、利用日数 障害児相談支援の利用者数 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
<p><u>⑥発達障害者等に対する支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 発達障害者地域支援協議会の開催回数 発達障害者支援センターによる相談支援の件数 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 ペアレントメンターの人数 ピアサポートの活動への参加人数

成果目標	活動指標
<p>⑦相談支援体制の充実・強化等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置 ・相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言 ・相談支援事業者の人材育成の支援 ・相談機関との連携強化の取組の実施
<p>⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加 ・障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施 ・都道府県が実施する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有

資料編

1 銚田市地域自立支援協議会設置要綱

○銚田市地域自立支援協議会設置要綱（平成 20 年告示第 42 号）

（設置）

第 1 条 銚田市相談支援事業実施要綱（平成 20 年銚田市告示第 37 号。以下「実施要綱」という。）第 5 条第 2 項に基づき、障害児や障害者及びその介護者等が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、障害福祉に携わる関係諸機関の連携による定期的かつ継続的な協議を行うため、銚田市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1）相談支援事業の運営に関する事。
- （2）困難事例への対応のあり方に関する事。
- （3）障害福祉に携わる関係諸機関のネットワーク構築に関する事。
- （4）障害者の就労及び社会参加の促進に関する事。
- （5）地域の社会資源の開発及び改善等に関する事。
- （6）銚田市障害福祉計画の実施評価等に関する事。
- （7）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項。

（組織）

第 3 条 協議会は、会長、副会長及び委員 20 人以内をもって構成し、次に掲げる関係機関等の代表者の中から市長が委嘱する。

- （1）権利擁護関係者
- （2）相談支援事業者
- （3）保健医療関係者
- （4）障害福祉サービス事業者
- （5）障害者関係団体
- （6）企業・就労支援関係者
- （7）障害者教育関係者
- （8）高齢者介護等の関係者
- （9）学識経験を有する者
- （10）前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者を出席させ、意見を聴くことができる。

4 協議会は、その協議する事項の内容が障害者等の個別支援等に関わるもので必要があるときは、実務担当者による会議（以下「実務担当者会議」という。）を開くことができる。

(実務担当者会議)

第6条 実務担当者会議は、協議が必要な障害者等の個人ごとに設置し、必要に応じ開催する。

2 実務担当者会議は、障害福祉担当課長が召集し、議長は出席した実務担当者から互選する。

3 障害福祉担当課長は、必要に応じて、協議会の委員が属する組織以外の者を会議に召集することができる。

4 障害福祉担当課長は、実務担当者会議で協議された内容を協議会に報告する。

(報償費等)

第7条 委員に対する報償費等は次のとおりとする。

(1) 報償費 日額 5,400円

(2) 費用弁償 日額 500円

(守秘義務)

第8条 協議会の委員ならびに協議会に出席した関係者及び実務担当者会議の出席者は、その職務上知り得た情報を、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、障害福祉担当課が行う。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年10月13日から施行する。

2 銚田市地域自立支援協議会委員名簿

No.	区分	所属	氏名	備考
1	保健医療関係者	医療法人東湖会銚田病院	横田 廣夫	
2	保健医療関係者	茨城県潮来保健所	今 明美	
3	障害福祉サービス事業者	銚田市社会福祉協議会	堀部 啓一	
4	障害福祉サービス事業者	株式会社サシノベルテ	久保田 嘉郎	
5	障害福祉サービス事業者	社会福祉法人勇成会 障害者支援施設あさひの家	三保 慧達	
6	障害福祉サービス事業者	ニチイケアセンター銚田	徳宿 久美子	
7	障害福祉サービス事業者	一般社団法人まるごと・福祉会	郡司 雅由	
8	権利擁護関係者	銚田市社会福祉協議会	小林 純生	
9	障害者関係団体	銚田市身体障害者福祉協議会	石山 寛義	副会長
10	障害者関係団体	銚田市手をつなぐ育成会	給前 ゆう子	
11	企業・就労支援関係者	常陸鹿嶋公共職業安定所	岩木 幸子	
12	障害者教育関係者	茨城県立鹿島特別支援学校	幸保 睦	
13	障害者教育関係者	銚田市教育会特別支援教育部会	藁谷 香代子	
14	高齢者介護等の関係者	銚田市地域包括支援センター うえるさんて大洋	飯島 功成	会長
15	その他	銚田市福祉保健部福祉事務所 子ども家庭課	菅谷 三奈	
16	その他	銚田市福祉保健部福祉事務所 社会福祉課	萩原 清	

※敬称略

3 銚田市第6期障害者基本計画・銚田市第7期障害福祉計画・ 銚田市第3期障害児福祉計画ワーキングチーム設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本計画第9条第3項に定める「銚田市障害者基本計画」、障害者総合支援法第88条で定める「銚田市障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に定める「銚田市障害児福祉計画」(以下「基本計画等」という。)の策定に資するため、「銚田市第5期障害者基本計画・銚田市第6期障害福祉計画・銚田市第2期障害児福祉計画ワーキングチーム」(以下「ワーキングチーム」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項とする。

- (1) 計画の策定に係る資料の収集、現状分析、素案の作成等を行うこと。
- (2) 計画に関する関係機関との連絡調整、その他の個別福祉計画との調整に関すること。

(構成)

第3条 ワーキングチームは、チーム長、副チーム長及びチーム員をもって構成する。

- 2 チーム長には社会福祉課長を、副チーム長には社会福祉課長補佐をもって充てる。
- 3 チーム員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 チーム員の任期は、計画策定が完了する日までとする。

(会議)

第4条 チーム長は、必要に応じ、会議を招集し、これを主宰する。

- 2 チーム長に事故があるときは、副チーム長がその職務を代理する。
- 3 チーム長は、必要があると認めるときは、チーム員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 ワーキングチームの庶務は、福祉保健部 社会福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関し必要な事項は、チーム長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

別表（第3条関係）

チーム長	社会福祉課長
副チーム長	社会福祉課課長補佐
チーム員	総務課課長補佐，危機管理課課長補佐，政策秘書課課長補佐，まちづくり推進課課長補佐，財政課課長補佐，道路建設課課長補佐，都市計画課課長補佐，教育総務課課長補佐，生涯学習課課長補佐，鉾田中央公民館副館長，指導係長，商工観光課課長補佐，保険年金課課長補佐，子ども家庭課課長補佐，介護保険課課長補佐，健康増進課課長補佐

別表（第3条関係）

課名	職名	関連すると思われる業務	備考
総務部 総務課	課長補佐	障害者雇用，選挙等	
総務部 危機管理課	課長補佐	交通，防災，防犯	
政策企画部 政策秘書課	課長補佐	総合計画関連等， 情報政策等	
政策企画部 まちづくり推進課	課長補佐	まちづくり	
政策企画部 財政課	課長補佐	公共施設等	
建設部 道路建設課	課長補佐	ユニバーサルデザイン， バリアフリー等	
建設部 都市計画課	課長補佐	ユニバーサルデザイン， バリアフリー等	
教育委員会教育部 教育総務課	課長補佐	障害児教育等	
教育委員会教育部 生涯学習課	課長補佐	スポーツ等	
教育委員会教育部鉾田中央公民館	副館長	障害児教育等	
教育委員会教育部 指導課	係長	特別支援教育，障害児教育	
環境経済部 商工観光課	課長補佐	障害者の就労支援等	
福祉保健部 保険年金課	課長補佐	医療，障害者年金， マル福等	
福祉保健部 子ども家庭課	課長補佐	障害児支援等	
福祉保健部 介護保険課	課長補佐	介護サービス関連	
福祉保健部 健康増進課	課長補佐	療育，精神障害者支援等	
福祉保健部 社会福祉課	課長補佐	全般	

4 銚田市第6期障害者基本計画・銚田市第7期障害福祉計画・ 銚田市第3期障害児福祉計画ワーキングチーム委員名簿

課名	職名	氏名	備考
福祉保健部 社会福祉課	課長	萩原 清	チーム長
福祉保健部 社会福祉課	課長補佐	荒井 佐知子	副チーム長
総務部 総務課	課長補佐	竹澤 秀之	
総務部 危機管理課	課長補佐	海老澤 誠	
政策企画部 政策秘書課	課長補佐	額賀 栄一	
政策企画部 まちづくり推進課	課長補佐	酒井 浩司	
政策企画部 財政課	課長補佐	郡司 明宣	
建設部 道路建設課	課長補佐	大川 修	
建設部 都市計画課	課長補佐	皆藤 直貴	
教育委員会教育部 教育総務課	課長補佐	綿引 哲也	
教育委員会教育部 生涯学習課	課長補佐	菅谷 智一	
教育委員会教育部 銚田中央公民館	副館長	箕輪 伸一	
教育委員会教育部 指導課	係長	塙 健男	
環境経済部 商工観光課	課長補佐	石崎 明	
福祉保健部 保険年金課	課長補佐	石寄 道夫	
福祉保健部 子ども家庭課	課長補佐	堀田 勝雄	
福祉保健部 介護保険課	課長補佐	菅井 光輝	
福祉保健部 健康増進課	課長補佐	小堤 由紀子	

5 計画策定経過

年月日	内 容	
令和5年 1月11日	令和4年度 第1回地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画について ・計画策スケジュールについて ・アンケート調査票（案）の検討・承認
令和5年 1月31日～ 2月28日	アンケート調査の実施	<p>【調査対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳所持者 ・障害児福祉制度利用者
令和5年 8月31日	第1回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本計画進捗確認について
令和5年 10月23日	令和5年度 第1回地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画について ・アンケート調査結果について
令和5年 12月25日	第2回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討
令和6年 1月16日	令和5年度 第2回地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案の検討・承認
令和6年 1月26日～ 2月26日	パブリックコメントの実施	
令和6年 3月5日	第3回ワーキングチーム	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画について
令和6年 3月12日	令和5年度 第3回地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の承認

6 銚田市におけるサービス提供事業所の現況

運営主体	事業所名称/サービス名称	郵便番号/住所/電話番号
株式会社 サシノベルテ	こどもサークル銚田 ・放課後等デイサービス	311-1516 新銚田 1-3-1 0291-36-7300
	こどもサークル新銚田駅前 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	311-1516 新銚田 1-3-3 0291-32-3800
	こどもサークル上幡木 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援	311-2113 上幡木 693 0291-35-7800
社会福祉法人 美成福祉会	チャイルドハウスひまわり ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス	311-1525 野友 2008-3 0291-34-1022
社会福祉法人 武仁会	銚田サンハウス 通所介護事業所 ・生活介護	311-1534 鳥栖 2100-9 0291-34-3050
一般社団法人 まるごと・福祉会	縁・心（エンハート） ・就労移行支援 ・就労継続支援(A型)・(B型) ・就労定着支援	311-1417 鹿田 107-3 0291-32-8901
	縁力人（エンパワメント） ・就労移行支援 ・就労継続支援(B型)	311-1417 鹿田 107-7 0291-32-8901
	縁・ジョイント（エンジョイント） ・就労継続支援(A型)・(B型)	311-1417 鹿田 403-4 0291-32-8901
株式会社 スペースリンク	ライフディア銚田 ・就労移行支援 ・就労継続支援(B型)	311-1412 玉田 1046-103 0291-37-6455
株式会社 ニチイ学館	ニチイケアセンター たいよう ・居宅介護 ・重度訪問介護	311-2111 上沢 1483 0291-35-5002
	ニチイケアセンター ほこた ・居宅介護 ・重度訪問介護	311-1516 新銚田 2-16-6 0291-34-8101

運営主体	事業所名称/サービス名称	郵便番号/住所/電話番号
社会福祉法人 銚田市社会福祉協議会	銚田市社会福祉協議会 ・居宅介護	311-1528 当間 228 0291-32-2827
	銚田市社会福祉協議会 指定特定相談支援事業 ・計画相談支援	311-1528 当間 228 0291-32-2827
	就労継続支援事業所のぞみ ・就労継続支援(B型)	311-1528 当間 228 0291-32-5831
	地域活動支援センター スマイルハウス ・地域活動支援センターⅢ型	311-1528 当間 228 0291-32-3730
社会福祉法人 誠仁会	メイプルホーム ・共同生活援助	311-1503 徳宿 1809-11 0291-36-5684
	アクティブ ・就労移行支援 ・就労継続支援(B型)	311-1503 徳宿 1809-11 0291-36-5684
	メイプル ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援	311-1503 徳宿 1809-11 0291-36-5684
	地域活動支援センター メイプル ・地域活動支援センターⅠ型	311-1503 徳宿 1809-11 0291-36-5684
社会福祉法人 白銀会	たいよう ・就労移行支援 ・就労継続支援(B型)	311-2103 汲上 1186-1 0291-37-6055
社会福祉法人 勇成会	みどりの風・虹の空 ・共同生活援助	311-1405 上太田 463-1 0291-37-0888
	あさひの家 ・施設入所支援 ・生活介護 ・短期入所	311-1405 上太田 464-1 0291-37-4811
	ユーカリの里 ・施設入所支援 ・生活介護 ・短期入所	311-1405 上太田 465-1 0291-37-1037

運営主体	事業所名称/サービス名称	郵便番号/住所/電話番号
社会福祉法人 縦山会	縦山デイサービスセンター ・生活介護	311-1426 縦山 498 0291-37-2155
	もみやま リハビリテーションセンター ・自立訓練（機能訓練） ・就労継続支援(B型)	311-1426 縦山 497 0291-37-3850
一般社団法人 ハッピープロジェクト	みんなの広場コメット ・生活介護	311-1528 当間 453-1 0291-37-5163
株式会社 TDT	ぱれっと ・就労継続支援(B型)	311-1517 鉾田 2595-11 0291-32-7181
(NPO)潮騒ジョブトレーニングセンター	オーシャンロッジ ・就労継続支援(B型)	311-2102 台濁沢 1065-10 0291-37-5560

※令和6年1月1日現在

7 用語解説

【あ行】

医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児。
インクルーシブ教育	「ある地域で生活している子どもは十人十色で、その中に障害のある子がいて当たり前」という前提に立って、そうした子どもたちの違いを認めて個々の教育ニーズに対応し、すべてを包み込む学校・学級、さらには社会が望ましいという考え方、及びそうした方法のこと。障害者を包容する教育制度。
インクルージョン	障害の有無に関わらず、すべての人が互いに認め合い地域社会に包容され参加すること。
NPO	Non Profit Organization の略。市民の行う自由な社会貢献活動を目的とする団体。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき、法人格を取得している団体を特定非営利活動法人（いわゆるNPO）という。

【か行】

基幹相談支援センター	障害のある人が地域で生活するため、さまざまな制度やサービスの利用、申請の援助などを行う、総合的な相談窓口。個別の相談に対応するだけでなく、地域の中核的な相談支援機関として、研修会や事例検討の開催、障害のある人の支援に係る地域の関係機関との連携支援を行う。
機能訓練	麻痺や拘縮などの障害により損なわれた身体機能を維持・改善するための訓練。
共生社会	障害者も健常者も含め、すべての人々が対等な立場でお互いを尊重し、支え合ってともに生きていく社会。
筋萎縮性側索硬化症（ALS）	身体を動かす筋肉を司る神経（運動ニューロン）が侵されることにより、筋肉の萎縮や筋力低下が起こる疾患で、国が認定する難病の一種。手足・のど・舌の筋肉や呼吸に障害が現れる一方、体の感覚や知能、視力や聴力、内臓機能等は比較的保たれる。
筋ジストロフィー	骨格筋の変性・壊死を病原とし、進行性の筋肉の萎縮や筋力の低下を起こす遺伝性の疾患。原因としては、筋肉そのものに原因がある場合（筋原性）のほか、筋肉に異常はないが筋肉に脳からの命令を伝える運動神経系に異常があって、筋肉が働けなくなり、筋萎縮を来す場合（神経原性筋萎縮症）がある。

ケアマネジメント	障害のある人の地域における生活を支援するために、サービス利用者の保健・医療・福祉にわたる幅広いニーズと、さまざまな地域の社会資源によって提供される複数のサービスを適切に結びつけるとともに、その間の調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供体制を確保すること。
ケアラー	こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアすること。
権利擁護	知的障害・精神障害や認知症などのため、自らの権利やニーズ(生活場面で生じてくるさまざまな必要性、要求)を表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うこと。また、弱い立場にある人々の人権の侵害(虐待や財産侵害など)が起きないようにすること。
コーディネーター	障害者などからの相談に応じ、必要とするサービスを総合的に判定し、地域内の保健・医療・福祉の関係者、施設、その他の関係団体との調整を通じ、適切なサービスが利用できるよう調整する業務に携わるもの。
高次脳機能障害	脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障害。外見上は障害が目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障害を十分に認識できないこともある。
合理的配慮	障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。

【さ行】

児童発達支援センター	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。
重症心身障害児	重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害。
障害支援区分	「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」で、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要になります。非該当及び区分1～6まであり、区分6が支援の度合いが最も高い状態であることをさします。

障害者週間	平成7年度から毎年12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」とし、平成16年6月の障害者基本法の改正により、「障害者の日」は「障害者週間」へと拡大され、これまで障害者施策推進本部決定で設定されていた「障害者週間」も法律に基づくものとなった。
自立支援協議会	障害者総合支援法に基づく組織で、障害のある人のニーズに合わせて適切にサービスを提供できるようにするため、地域における障害福祉の関係者や行政等による連携及び支援体制について話し合うことを主な目的とする。
成年後見制度	障害や認知症等のため判断能力が不十分な人に対して、裁判所の裁定に基づき、成年後見人が契約や財産管理、身上監護等の法律行為全般を行い、社会制度の中で不利益を被らないように支援する制度。

【た行】

てんかん	脳細胞のネットワークに起きる異常な神経活動によって引き起こされる病気で、全身や体の一部のけいれん、意識の喪失、幻覚等の症状がみられる。
電話リレーサービス	聴覚や発話に困難のある人ときこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスのこと。
特別支援学校	障害のある児童生徒一人ひとりに対して、教育的なニーズに応じた支援を行う学校。地域の幼児教育施設や小・中・高等学校に在籍する障害のある児童・生徒の教育についての助言等を行う「センター的機能」も担う。

【な行】

難病	一般に不治の病ととらえられることが多く、その時代時代の医療水準や社会事情によって変化するが、現在の特定疾病（難病）の定義が確立したのは、昭和47年の「難病対策要綱」による。令和2年4月現在、指定難病は333疾病、小児慢性特定疾病は762疾病を対象に国が認定している。
日常生活用具	障害のある人の日常生活の便宜を図るための用具。特殊寝台、特殊マット、ストーマ（人工肛門及び人口膀胱）等が該当する。

【は行】

発達障害	<p>先天的な諸要因によって、主に低年齢の時期にかけてその特性が現れ始める発達遅延。しばしば精神・知能的な障害や身体的な障害を伴う。</p> <p>発達障害は、主に自閉スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）、限局性学習障害（SLD）等があります。</p>
パブリックコメント	行政が政策や計画等を立案するにあたり、募集する住民意見そのもので、住民意見を汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度のこと。
バリアフリー	障害者や高齢者等が、移動したり、施設を利用したりする上でバリア（障壁）となるものを取り除くことで生活しやすくしようとする考え方。社会的・制度的・心理的なバリアを取り除くという意味でも用いられる。
ピアサポート	同じ悩みをもった仲間が体験を語り合い、回復を目指す取組。
ペアレントトレーニング	保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解したり、発達障害の特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶことにより、子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされている。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
法定雇用率	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて、民間企業及び地方公共団体等に対して定められた障害者の雇用割合。

【ま行】

民生委員・児童委員	「民生委員法」及び「児童福祉法」に基づく厚生労働大臣から委嘱された民間の奉仕者（身分は非常勤の特別公務員）。福祉事務所や児童相談所等の業務に協力しつつ、担当区域における生活上の相談や支援を行うことを主な役割とする。
モニタリング	ケアマネジメントの過程の一つで、障害者に対する支援が当初の計画に基づいて実施されているかどうかを確認すること。「新たなニーズが生じていないか」、「計画どおりのスケジュールでサービスが提供されているか」、「サービスの内容が質的に変化していないか」、「利用者が満足しているか」等の観点から評価を行い、必要に応じて、ニーズの再把握や新たなケア計画の作成を行う。

【や行】

ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満のこどものこと。
ユニバーサルデザイン	「障害の有無、年齢、性別、国籍等に関わらず、あらゆる人々が利用しやすいデザイン」という考え方。対象は公共施設や製品だけにとどまらず、教育や文化、情報提供等に至るまで多岐に渡る。
要約筆記	聴覚障害のある人に対して、話の内容をその場で要約し、ノート・スクリーン・パソコン等を通じて情報を伝える方法。

【ら行】

ライフステージ	個人や家庭でのさまざまな生活実態や状況及び生活程度、個人の発達段階のこと。
リハビリテーション	障害のある人の能力低下を改善し、その自立と社会参加を達成するために行われる訓練。機能障害の改善や維持だけでなく、障害のある人の尊厳を回復するための精神的、職業的な復帰訓練を含めた概念として用いられる。
療育	障害のある子どもの治療と教育（保育）を意味する。障害の軽減や進行の予防、精神面における発達の支援、日常生活動作の習得等を通じて、社会性を発揮するための援助を行うこと。



鉾田市第6期障害者基本計画
鉾田市第7期障害福祉計画
鉾田市第3期障害児福祉計画

令和6年3月

発行 鉾田市

編集 鉾田市福祉事務所社会福祉課

〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田 1444-1

TEL : 0291-36-7920

FAX : 0291-32-5183

URL : <https://www.city.hokota.lg.jp/>

